

2000年3月

犯罪被害者としての 女性と子どもの人権

1999年11月23-26日
インド・ニューデリー市

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

無断転載を禁じます。

(財)女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）
2000年3月発行

**この報告書は、アジア女性基金がインド・ニューデリー市において、アジア刑
政財団と共に開催した犯罪防止、刑事司法世界会議の際、論議された「犯罪被害
者としての女性と子どもの人権」部会の報告です。**

目 次

第7回アジア刑政財団犯罪防止・刑事司法世界会議(インド、ニューデリー市)において、
アジア女性基金が共催した、「犯罪被害者としての女性と子ども」部会 一 報告書

全体報告.....	1
会議宣言.....	8
各国の取り組み	
タイにおける司法組織による子ども被害者の保護 トラクル・ウニットナイヤパック(タイ)	15
犯罪の被害者としての女性と子ども ジャミール・ユスフ(パキスタン)	27
犯罪の被害者としての女性と子どもースリランカの展望 チャンドラ・フェルナンド(スリランカ)	36
犯罪の被害者としての女性と子ども クロノックス・マネク(パプアニューギニア)	48
東南アジアにおける女性と子どもの人身売買との闘い S. プシュパナタン(ASEAN)	56
ケニアにおける犯罪の被害者としての女性と子ども.....	61

「犯罪被害者としての女性と子ども」部会報告

議長 リリア. S. ロペス判事(フィリピン)

副議長 伊勢桃代(日本)

インドラ. ラナ(ネパール)

書記 デーパ. メータ(インド)

ドナ. リン. A. キャパラス(フィリピン)

タクル. ウニタナヤパク(タイ)

ヨランタ. レド(UN)

ワークショップコーディネーター／ セリア. S. レオネス(フィリピン)

議長の開会について、各発言者がそれぞれの国における犯罪被害者としての女性と子どもの状況について報告した。

最初の報告はタイのタクル. ウニタナヤパク氏が「タイでの刑事司法組織による子ども被害者の保護」と題して行った。国連子ども権利条約と1996年世界子どもの商業的性搾取禁止会議の署名国としての責任に関わっていくために、タイ政府が採択した戦略を掘り下げて展開した。司法長官室が内務省の中に子ども権利保護室を設置したが、子どもの権利保護に関わる政府や非政府組織の間の協力や調整の中心とする狙いだった。同氏は子どもの虐待の場合に、伝統的な刑事司法を利用することに疑問を投げかけ、刑事手続きが柔軟さ、子どものニーズへの反応性、感性を持つべきだとの意見を述べた。彼が例としたのは、子どもが繰り返し、自分の心的外傷経験を親、医師、ソーシャルワーカー、警察、検察に対して、また法廷で語らされていることである。子どもにやさしい雰囲気を設けて、子どもの陳述は重要な刑事司法担当者がいるところで一度だけとするよう提案し、それが不可能ならビデオか録音テープが役に立つ、と述べた。

ダッカ大学教授でDSWRディレクターのアブダル・ハキム・サーカル博士はバングラデシュの状況について概説した。バングラデシュで女性や子どもたちが被害者にされてしまうのは、彼女らの低い、恵まれない地位のためである、と述べた。女性は教育、雇用および不可欠なサービスへのアクセス

の適切な機会を奪われている。女性を人目につかないようにする隔離制度やファトワーの遵守、法の慣行が結果的に重大な女性の不平等を生み、さまざまな形で彼女たちは暴力と搾取の対象とされることが多い。子どもは種々の仕方で虐待され、搾取される。子ども労働、不当な取り扱い、教育機会の欠如や性的虐待と枚挙にいとまがない程である。このような事例は社会的非難を恐れて届け出のないことが往々である。同博士はバングラデシュにおける女性の抑圧、子ども売春、反道徳的な人身売買、犯罪の被害者でもあり保全者でもある子どもに対する主要な法律について触れた。刑事司法では子どもの年齢を考慮し、裁判前に拘留しないことを提案した。

次に報告に立ったパキスタンのジャニール・ユスフ氏の説明によると、パキスタンでは男性の割合を100とすると、女性は93となり、世界の比率である男100対女106より低い。女性の識字率は23%、労働参加率は28%となっている。その一方で子ども労働者が1200万人いる。理由として、文化的な偏見、ジェンダーに基づく偏見、とくに医療や教育の機会における偏見が挙げられる。1929年の子ども結婚制限法やハドゥード法令では、最低結婚年齢を16才としている。同氏は女性と子どもに対する犯罪の中でパキスタンで最も一般的なのが売春、不公平な労働慣行、臓器売買、物乞い、それにラクダの騎手として子どもの雇用がある、と述べた。文化的に恐怖の観念が強いため、強姦は殆ど届けられることがない。姦通の証拠により、あるいはその疑いのために起きる家族による名誉殺人はありふれた現象である。家庭内暴力は頻発し、石油コンロで焼死させる、あるいは持参金が原因の死、性的虐待や搾取、性的嫌がらせが多い。政府の対応は一貫せず、適切とは言い難い。1996年以来、困窮女性収容法が施行されているが、刑事司法組織は親が娘の権利行使にあって彼女らを脅かす、さらう、あるいは殺害するのを止めさせることができなかった。彼女たちが自分で結婚相手を選んだり、あるいは離婚を訴えた場合である。犯罪被害者としての女性や子どもの運命を改善するために、同氏は国内での具体策を提案した。子ども福祉・開発委員会の効果的かつ能率的な取り組み、女性差別撤廃条約(CEDAW)を履行するための行動プランの作成、女性警察署の設置と問題意識の涵養、法廷に直接訴えのあった事件の取り上げ、市民警察連絡委員会の設置、意識の高揚とNGOによる援助の確保、マスメディアを通しての大衆教育、女性危機センターの設置である。最後に女性と子どもの人身売買防止・撲滅条約草稿に署名するよう、他の国々に呼びかけた。

インドネシアの報告者であるプルニアンティ氏は、女性・子どもに対する暴力、女性と子どもの人身売買と強制売春について語った。インドネシアの女性に対する暴力撤廃協会は1996年に創設され、特別女性警察官デスクがジャカルタに開設された。しかし、社会的文化的価値が生み出したジェンダー不平等は教育、保健、女性問題の領域ではまだなくなっていない。これに対抗するため、さまざまな政策が第6次5ヶ年開発計画にまとめられ、女性に対する暴力から保護するチームが設

置された。彼女はいくつかの改善策を提案しているが、それは女性に関するいくつかの国際条約の批准の実施、国内法の発展、法施行機関のための研究、教育および研修、警察の意識向上、マスメディアを通しての情報の強化、政府による一般大衆の教育の普及、さらには女性の人身売買の防止である。結論として、方法的なプログラムにより、法律を変え、法施行者の意識を覚醒して、女性の問題にもっと反応できるようにしなければならない、と述べた。

スリランカにおける問題を展望したのがチャンダ・フェルナンドウ氏であった。彼は女性と子どもが伝統的な慣習や考え方のために従属的な地位に置かれている、と述べた。国際社会が行った努力の中で、国際女性年として1975年宣言、また1985年の国際女性10年、1981年の女性差別撤廃条約、ナイロビ(1985年)、ウィーン(1993年)および北京(1995年)で取り上げられた女性に対する暴力問題が概観された。スリランカ政府は1993年に女性差別撤廃条約を採択した。同氏は女性に対する暴力がスリランカで上昇していることを明らかにした。強姦が届けられることは少なく、裏付け証拠が必要になるため、強姦事件で有罪とするのは困難である。女性の名誉を踏みにじる暴力の行使が1995年まで重大犯罪とは見なされず、性的嫌がらせと呼ばれる犯罪はなかった。家庭内暴力が隠れた問題であるのは、懲罰行為が往々にして家庭の崩壊に至るからである。子どもを犯罪被害者と見なして、彼はスリランカでは少年売春や子どもポルノの増加について警戒段階になっていることを認める。女性と子どもの保護に関する法の最近の改正についてその詳細に触れ、1995年の刑法改正、ワイセツ出版物や陳列に関して、また子どもを物乞いにするために買ったり、不法な性行為に引きずり込むことに対する法の改正、また、子どもを残酷な行為、虐待、放置および性的虐待や人身売買から守る法の改正を挙げた。また、強姦と性的嫌がらせに関しても適切な法の改正がなされている。女性と子ども問題担当デスクが警察で活動を開始している。最後に女性と子どもの問題における態度の変化を生み出す、NGOが果たしている役割が称賛された。

パプアニューギニアの法務官であるクロノフ・マネク氏は古い、伝統的な生活様式から現在の近代的な生活様式への推移から生じる難しさについて語った。PNG(パプアニューギニア)憲法ではその前文において、その主要目的は社会の基礎単位としての家族の強化であること、子どもは求められ、世話されて然るべきことが明記されている。PNGはまた、女性差別撤廃条約を批准し、ジェンダー不平等の問題を取り組んでいる。家庭の外では、暴力に関連する犯罪が大抵、孤立して起こる。加害者はアルコールや薬物にふけり、女性や子どもに対して暴力の罪を犯している。死刑は導入されても、今までのところ執行されていない。家庭内では、男色、近親相姦および性行為は大体において隠れた犯罪であり、女の子が妊娠した場合にだけ、明るみに出される。1982年、法改革委員会では、広範な調査の後、家庭内暴力が複雑な社会問題であることを認め、これが個人的な問題ではなく、公の問題であると見なした。嫁の値段が彼女に暴行を加える夫の権利のように正当

化すると見られることが多かった。バイニング共同体で行われた復讐のための強姦も断罪された。しかし、法やこれらのシステムを施行するには実際的な困難さがある。嘲笑、汚名、危険、正式な刑事司法手続きに関する無知などなど。刑法や女性に影響する証拠法の改革が提案されている。とくに、強姦と近親相姦に関する法の改革が提案されている。配偶者の同意が必要な証拠に関する規則も廃止が提案されている。虐待、汚辱、みだらな扱い、近親相姦、不法監禁に関する特別規定が刑法典の中に盛り込まれ、子どもたちに対応することになった。子どもの搾取に反対する人々（PACE-PNG）と呼ばれる集団が作られたが、教育プログラムを開発して、一般大衆の意識を高め、既存のプログラムを支援し、統計を維持し、既存の立法の改正を求め、性暴力と闘うためのセンターや子ども虐待相談クリニックの設置ならびに運営を計画している。

リサ・A・プレベンスリク・タケダ氏は「子ども虐待：国際的な注目を必要とする国内問題：日本の状況」について報告した。彼女は最初に子ども虐待の現象が、どこにでも見られる悲劇的現実であり、多くの社会が子どもの親あるいは保護者が子どもをしつけ、罰する権利を認めている、と述べた。子ども虐待はそれが4つの重なり合う様相を見る虐待である点で他と異なる。身体的虐待、性的虐待、情緒的虐待、さらには放置である。それから彼女は女性差別撤廃条約の主な特徴を取り上げ、許容しうる体罰と許容できない虐待の間に一線を画す。この問題は女性差別撤廃条約の後は次第に寛大に扱われている。子ども虐待は忌むべき行為であり、多くの場合、被害者は核家族に共通の貧しい社会的経済的条件下に置かれている。他方、加害者は心理面、神経面で病んでいることが多い。虐待される子どもは、非行、暴力犯罪および虐待に走りやすい。彼女は子ども虐待の事例が日本で増えていることを挙げ、子ども虐待を罰する特定の法律が日本ではないが、児童福祉法に基づくいくつかの規定がある、と述べた。親の子ども虐待から子どもを守る法律である。日本にはまた、子ども虐待に関して、届け出を義務づける法律もない。親による子どもへの体罰が子どもを怪我させない限り、許されるべきと受け取られている。

彼女は次に児童福祉法について論じた。日本では子ども虐待事例で最優先されるのは子どもの保護である。いったん、子どもが虐待環境から引き出されると、施設に置かれ、刑事訴訟が開始されることがある。家庭裁判所のカマイヨウコ判事の話として、彼女は家庭裁判所法で事件になる事例はほとんどない、と述べた。主な理由は親が否定する、子どもが事件を明らかにできない、証拠が必要なことである。子どもの虐待が4つの重なり合う領域で存在することについて、全体的な意見一致が見られる。身体的虐待、性的虐待、心理的あるいは情緒的虐待、それに放置である。身体的暴力は大抵、子どもが重大な心理的、肉体的危害を受けている時に分かる。性的、情緒的虐待を見定めるために一定の基準が家庭裁判所によって設けられている。先のカマイ判事がまとめたものである。

タケダ氏は結論として、子ども虐待事例や性的虐待を含むひどい扱いへの懸念を表し、このような事例は適切に調査し、加害者に処罰を適用し、このような現象について理解を高めるために判決を周知させることを提案した。また、昼夜間ケアセンターの増設、届け出を義務づける法律、子ども虐待を定義し、この犯罪に対する罰則をまとめた適切な刑法を勧告した。

ネパールのインディア・ラナ弁護士は、ネパール女性の一般的な指標について最初に触れた。法的な枠組みに関して、ラナ氏はネパール憲法では男女同権が保証されている、と述べた。また、ネパールは市民的政治的権利規約、経済的社会的文化的権利規約、CEDAW条約、人身売買禁止条約、1989年の子ども権利条約などの国際人権条約の批准もしている。けれども、制約が多い。ネパール社会は家父長制であり、いくつか、差別的な法律が見られる。

彼女は強姦、胎児殺し、女性人身売買、売春、誘拐、家庭内暴力、女性の持参金にからむ虐待と犯罪、ポルノ、さらにメディアに見る女性虐待の領域で、犯罪被害者としての女性に焦点をあてた。同様に、子どもは、子どもの労働、結婚、売春、人身売買、強姦、性的虐待、心理的・情緒的虐待、薬物乱用の領域で、犯罪被害者とされている。結論として、問題解決は、厳しい法の制定にあるのではなく、法本来の精神を生かして施行することにある、と述べている。彼女は社会開発と社会正義のイニシアティブが実施に移され、女性と子どもに力を与えるべきだと思っている。

フィリピン社会福祉省の次官補を務めるルールデス・G. バラノン氏は犯罪被害者としての女性と子どもに関連する問題に、フィリピン政府がどう対応しているか、それについて発言した。フィリピンはCRC、ストックホルムで開催された子どもの商業的性搾取禁止世界会議、さらにはCEDAW条約の締約国である。

フィリピンの国内法に関して、強姦に関する法律について一定の改正がなされている。その証拠の一例として、フィリピンでは訓練された女性と子どもデスク担当官が警察署に配属されていることを挙げた。危機センターも改善を要することを指摘した後で、地域協力の要に触れて彼女は結論とした。

人身売買と闘うには、総合的、統一的取り組みが欠かせない。刑事司法組織はジェンダーの公平さや感性を持つ必要があり、政策、プログラムは今後の必要性に応えて行かなくてはならない。

フィジーのジャミール・M. カーン氏はフィジーの女性が声を挙げるようになったと述べた。女性危機センターと女性運動が最近、立ち上げられた。フィジー政府は家庭内暴力に対する政策

を採択し、暴力を60%減らそうとしている。フィジー警察は特別性犯罪者ユニットを作った。子どもに対する犯罪もフィジーで広がっているが、女性や子どもに対する暴力犯罪は多くない。隣国でのこのような傾向は承知している。

フィリピンの国家警察の幹部であるレイナルド・ウイココ氏は「女性と子どもの問題: 新ミレニアムにおける法律施行の問題」について語った。いくつか女性と子どもに対する犯罪統計が紹介された。暴力の原因は貧困、人身売買、それに薬物乱用である。大抵の犯罪は家庭で、夜間に発生する。子ども・青少年課が都市部に設けられている。虐待、搾取および差別に対する特別子ども保護法が1992年に施行された。フィリピンはCRC署名国で、フィリピン国家警察女性デスクがCEDAW条約に対応するために設置されている。女性・子ども問題部門は全国に設けられている。フィリピン警察は、女性と子ども問題に関して、継続的に研修プログラムを展開している。

S. プシュパタナン氏はASEAN事務局次長を務め、今回「ASEANにおける女性・子ども人身売買との闘い」について報告した。ASEANが地域の開発と進歩に女性を組み込むことに高い優先性を置いていていること、また女性・子どもの人身売買と闘うASEAN機関に話が及んだ。多国籍犯罪をめぐるASEAN大臣会議、ASEAN国家警察代表会議、ASEAN女性に関する小委員会である。今後の方向性についても、氏は詳しく述べ、ASEAN行動プランの作成、法律施行機関と社会福祉機関の間の地域ネットワークづくり、地域プログラムの開発、女性進歩に関するASEAN宣言の進捗状況を見るための報告書の継続発行などを挙げた。

ナポルコム・ディレクターのセイア. S. レオネス氏は国連人身売買禁止世界プログラムのフィリピン側調整者の資格で、このプロジェクトの最新情報について発言した。彼女は国連薬物規制犯罪防止局が1999年3月に人身売買禁止世界プログラムを立ち上げたことを明らかにした。国連の試験的プロジェクトであるフィリピンにおける人身売買反対連合が1999年7月に活動を始めた。

彼女は政府機関とNGOの必要な連携を確保し、調査活動を進め、研修や一般の人々の意識化プログラムを実施するよう訴えた。人身売買がアジア地域における脅威となりつつある現在、アジア行政財團(ACPF)、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)およびアジア女性基金(AWF)のような組織が世界プログラムに関与するよう希望する、これが結論であった。

各国の報告終了後、議長のロペス判事は出席者に質問やコメントを求めた。いくつか紹介すると、職場での女性の安全性の確保、被害者の身元の分かるような報道をしないこと、被害者が加害者と対峙する法廷でのビデオ使用には批判があること、女性の商品化に抗議すべきこと、家庭での役

割について思いを致すことなどが語られた。ついで宣言草稿への以下の提案が出された。

- 1 国連加盟国に対し、女性・子どもへの暴力撤廃に向かって国際的な努力を支援し、犯罪防止や刑事司法の分野で戦略、活動、対策の策定を支援し、女性・子どもに対する暴力の撤廃を求めるよう要請する。
- 2 国連加盟国が今までの努力を続けるよう奨励し、国内法と国際的基準を調和させ、それを法改革や政策の開発を通して、国内開発や刑事司法組織に反映させ、もって女性と子どもの権利を守り、かつその矯正を推進する。
- 3 各国政府が組織犯罪の被害者としての女性と子どもに力点を置き、人身売買に反対する国連の世界プログラムを支援するよう促し、調査研究、文書化、情報のネットワーク化、監視システム、技術協力活動、さらに国内および地域の取り決め、二国間・多国間協定を発展させ、効果的な刑事司法の対応のあり方についてその発展を進める。
- 4 虐待や搾取された女性と子どもの尊厳を保ち、再び被害者となることがないよう、刑事司法担当者の事例扱い能力を高め、彼らのためのジェンダーに敏感で、子どもにやさしい研修や教育を開発、再生、強化し、さらには、それらを制度化するよう、各国政府に奨める。
- 5 さらに、家庭や社会全般で女性と子どもがより安全でいられる戦略、干渉策、プログラムだけでなく、家族や地域社会におけるサバイバー／被害者の回復、社会復帰のためのプログラムを開発するよう、各国政府に働きかける。
- 6 各国政府が関係のNGOとの連携を深めて、資源割り当てを進め、女性と子どものためのプラットフォーム、プロジェクト、さらに活動を展開していくよう、強く要請する。

次の1000年紀における効果的な犯罪防止および刑事司法の地域協力

世界の維持可能な開発、平和、安全および安定を推進する市民社会の司法担当者および代表者からなる非政府組織としてアジア刑政財団の世界的なアウトリーチを強調し、

第10回国連犯罪防止・刑事司法世界会議(2000年4月10日～17日 於オーストリア・ウィーン)の仮議題に“多国籍組織犯罪撲滅のための国際協力:21世紀における新たな挑戦”および“司法体制における女性”が含まれていることに留意し、

環境犯罪、薬物および火器の不正取引、腐敗、不正資金浄化、商業詐欺、産業スパイ行為や妨害行為、ハイテク情報犯罪、公海における海賊行為、女性と子どもの人身売買を含むアジアにおけるさまざまな形態の犯罪がアジア地域の経済不安定化を招き、アジアの人々および国々の安寧と安全を損ない、当局が犯罪者の発見、調査および訴追に際して複雑な多国籍の国境を超える問題に直面してきてることを十分に顧慮し、

貧困が犯罪を醸成し、犯罪者やその犠牲者の多くが教育や雇用の機会に恵まれない底辺の集団に属することに留意し、

多国籍組織犯罪に対するいかなる世界戦略においても、大衆を含むあらゆる司法組織機関が総合的に関与し、かつ行動を起こす必然性を強調し、

多国籍組織犯罪に対する行動が国連犯罪防止および司法プログラム・ネットワークのプログラムの中で優先されるべきものであることを考慮し、

刑務所の収容人員超過がアジアにおける非常に重大かつ切迫した問題になっており、かつ囚人の取扱いに関する最少限標準規則やその他の文書の施行に悪影響を与えていていることを認識し、

国連の政策が世界中の公共行政においてジェンダー・メインストリーミングを促進すべきことを考慮し、

北京行動綱領およびアジアにおける女性の人身売買撲滅バンコック合意と行動計画の基本原則や関連の条項、さらにその他の適切な国際施策を完全に履行する必要性に再度言及し、

さらにまた、犯罪に対する効果的・効率的な国際行動には政府、政府間、非政府組織が一致して取り組んで、国連犯罪防止政策の指針や目的を実践する必要のあることを強調し、

世界会議において多国籍の組織犯罪、訴追問題、刑務所の混雑、環境に対する犯罪および犯罪の被害者としての女性や子どもを考慮し、

1 第7回ACPF世界会議のニューデリー開催に関して、インド政府およびインド国民各位に深甚なる感謝を表明し、

2 また、今回の世界会議の開催に際して示された共同支援に対してアジア女性基金にも深甚なる感謝を表明するとともに、UNAFEIでの女性研修計画の組織化などで引き続きACPFを支援してくださるよう、また関連のテーマについてACPFの作業部会を主導してくださるようお願いし、

3 さまざまなACPF作業部会が行った作業を歓迎し、かつ中国、インド、インドネシア、マレーシア、タイの各国政府に対して、これら作業部会の会合を主催していただいたことに感謝を表すとともに、

4 以下を宣言する。

A 多国籍組織犯罪

国際的な組織犯罪には世界的な対抗が必要であり、これらの犯罪に対抗する国連文書を地域で、また国際的に効果的に履行するために、政策面、法律面、制度的および技術面での改革が必要である。それらの諸改革は、国の内外で、地域および国際的に組織犯罪事件や国内外の犯罪者に効果的に対処するための、刑事司法組織の能力を強化すると同時に、犯罪形態の変化や動態に対して対応できるものでなければならない。

司法組織の能力を強化するには、組織犯罪の取引ルートや特定犯罪形態のパターンや動態を監視するために組織犯罪に関して、また法の施行や判決の方針に関してデータや広範な情報システムで国際的な収集、評価および必要に応じて伝播に備えて、新しい焦点および／あるいはデー

タベースを開発および／あるいは設置も必要である。

ACPFは組織犯罪事件の捜査や訴追に責任を有する国内組織のリストを作成すべきである。それは諸国の関係者や権限を有する司法担当官の間の意思疎通を促すことに役立つようになるからである。

東南アジア諸国連合(ASEAN)が目論む、多国籍組織犯罪の抑制・防止のためにアジア・センターを設置するのは、アジア地域や他地域における多国籍組織犯罪と闘う総合的な取り組みを進展させるのに役立つであろう。

組織犯罪事件の抑制・防止に関する教育・研修計画を開発しなければならない。これらの事例が持つと思われる国際的な影響に十分に念頭に置きつつ、操作上の、また犯罪上の証拠の収集、共有および保護だけでなく、裁判の行われる国の裁判所でそれを確認して、多国籍組織犯罪事件と遗漏なく、かつ効果的に闘うために必要なノウハウの移転を確保しなければならない。この点、合同犯罪捜査、訴追を行い、裁判手続きに司法扶助や証人の保護のために助言を行うには、経験を分かちあわなければならない。

必要かつ適当と思われる場合には、第6回ACPF世界会議で採択した、簡単な犯人本国引渡し手続きにより、裁判進行の手続きを促進することができる。

さらに、ACPEは地域の犯罪コードや刑事訴訟コードのモデルの開発を始め、アジア諸国の既存法における相違点の調和を目指し、それにより、二国間および多国間の法的扶助に見られる既存の制限に対する解決策を提案するのに役立てて行かなくてはならない。また、多国籍組織犯罪事件を扱い、容疑者を引き渡すことのできる機関として、アジア刑事法廷設立の問題を考慮しなければならない。

不正浄化資金や密輸品の温床になりやすい地域における国境を超える多国籍組織犯罪の防止の共同行動に焦点を置いて、多国籍組織犯罪に対抗するための新たな戦略的連合を地域レベルなどで創出しなければならない。かつ、これはその地域住民に合法的な就労の機会や収入を保障し、青少年などによる遵法や市民的価値を重視する、人々の意識化プログラムを促進して、貧困を減らし、国境地帯の改革をねらいとする社会的、経済的プログラムを支援する方向でなされなければならない。

B. 檢察

検察官は公共の利益の代表者として、犯罪の捜査、調査、起訴においてだけでなく、複雑で手の込んだ犯罪に効果的に対応する過程の合法性の監督においても積極的な役割を果たすよう奨励されなければならない。

検察官はまた、犯罪学的要素や社会的・公共政策の要件に基づき訴追し、犯罪者の事後の評決の取扱いを監督し、公共の利益の要素が適宜反映され、司法の適用過程全体を通して継続事項として扱われるよう、配慮し、そのための権限を有し、かつ奨励されなければならない。

必要な条件を整備して地域における検察の国際協力と積極的な提携を保証し、複雑な手の込んだ犯罪に対して効果的に対応できるようにしなければならない。それゆえ、国際検察連合のような関連組織との緊密な提携を奨励しなければならない。

早急に手段を講じて、緊急要件扱いとして訴追過程の質と効率を改善するプログラムを創出し、多国籍かつ治外法権的な次元を有する複雑な犯罪に効果的、かつ有意義な対応ができるようにしなければならない。このようなプログラムには以下を含むものとする。

- (a) 検察官がその知識や技能を高めるのに必要な資源、情報の機会。
- (b) このような犯罪の効果的で、結果と結びつく捜査、調査および起訴を可能にし、とくに検察のより緊密な提携や協力を奨励し、かつ複雑な犯罪の効果的な捜査、調査および起訴を行うのに必要な法律、手続きおよび方法を考え、かつこれらの間の調和に要する手段。
- (c) その他、このような複雑な犯罪に検察が効果的、効率的に対応できるようにするという、当初の目的を達成するのに必要な手段。

C. 刑務所の収容者数超過

刑務所の収容者数超過問題の解決および犯罪者の社会復帰目的の実現には、司法組織のすべての構成要素による、一体的な取り組みが採られなければならない。

犯罪者の制度的および非制度的取扱いに関する国連の基準および規格は国内レベルで最大限に実施し、犯罪者取扱いの一方法たる懲役が正当な根拠により、かつさまざまな措置の代替策の

中で最後の手段としてのみ、使用されることを保証しなければならない。

どのような判決を下すか、その方針を合理化し、保釈制度を適切に利用し、かつ調査、起訴、裁判に時間制限を設けて事件を迅速に処理しなければならない。また、刑の執行にあたっては、再拘留に要した時間を算入しなければならない。

国連犯罪者不収監取扱い規則(東京ルール)を国内立法に取り込み、地域社会を基礎とする犯罪者の更正範囲を拡大し、犯罪者の社会復帰においては社会支援組織を十二分に利用しなければならない。日本で行われている無償の保護司制度が一例である。

刑務所および社会における犯罪者の扱いに備えてインフラ、施設およびプログラムに必要な適切な資源を調達するために、当然の配慮を行わなければならない。

D. 環境

第6回ACPF世界会議静岡宣言で採択された環境保護における刑法の役割指針に述べられている提言を発効させるよう、地域において手段を講じ、国内法の規定を見直して行かなければならぬ。

ACPFは定期的に前記指針の実施状況を検討し、かつその内容を充実させていかなければならぬ。

前記指針の実施に際しては、森林に関する環境法の違反者に対して罰金あるいは禁固を課すことができるよう、担当官の適切なレベルで法的権限を認めるよう規定を設けなければならない。

刑罰を課すことにより環境を保護することについては、学校の教育課程の一科目とすべきである。

環境保護のために、諸産業は基準外の領域にあってはならないし、クリーン・テクノロジーを採用して、各企業は生産しなければならない。

E 犯罪被害者としての女性と子ども

女性や子どもに対する暴力や搾取の撤廃のために、また犯罪防止や司法の分野における行動戦略や計画に関して、一層の国際的努力を重ねなければならない。

国内の既存法と国連基準や規範との調和を目指して、またその実施を保証するために国内の開発計画に基づいて適切な手段を発展させるために引き続き努力し、犯罪に巻き込まれた女性と子どもの人権を擁護しなければならない。

国内レベルで女性と子どもに重点を置き、人間の売買に対する国連のグローバルな計画を積極的に推進し、調査と文書化、情報ネットワークづくり、監視体制、技術協力活動、さらに国内、地域内の実施要綱や二国間／多国間協定を発展させることを通して効果的な司法の対応が展開されるよう促進しなければならない。

司法担当者に対して、ジェンダーに配慮し、子どもにやさしい研修および教育計画を強化および制度化し、虐待や搾取された女性や子どもの事例の処理能力を高め、その女性や子どもの尊厳を支え、再び被害者となることを防止しなければならない。

効果的な戦略およびプログラムを開発して、家庭、地域社会および一般社会における女性と子どもの安全を促進しなければならない。同様に、被害者となった女性が自分の蒙った不正を取り除くことが出来る手段を持ち得るよう、エンパワーメント戦略を開発しなければならない。

国内、地域および国際レベルで建設的な連携を政府、NGO、その他民間や寄贈者組織との間に確立し、主たる計画、プロジェクトおよび活動に資源を動員し、それにより犯罪を引き起こすような状況から女性や子どもを保護しなければならない。

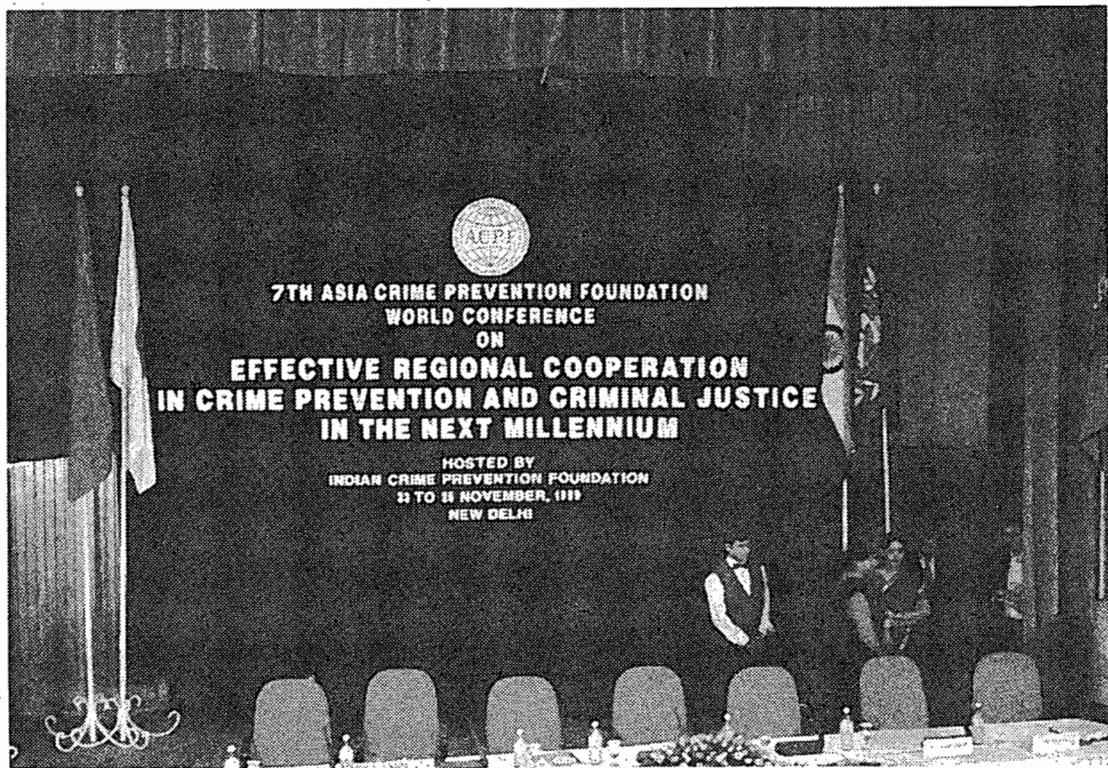
各国政府、メディア組織および実践に関わる人々との間により緊密な協力を奨励し、守秘義務や女性と子どものプライバシー権を守るメディアの指針の採用を含むさまざまな手段を通して感性、責任感を高めるよう奨励しなければならない。

フォローアップ

- 1 ACPFはUNAFEIと協力して、本宣言に盛り込まれた関連の勧告を実施し、これに関してその

進捗状況を第8回ACPF世界会議に報告しなければならない。それにはとくに以下のテーマについて作業部会を設けて、適切な地域での手段を確認して、提案しなければならない。

- (a) 極貧を減らす際の司法システムの役割
- (b) 公共の安全性と犯罪者の社会復帰における矯正の役割
- (c) 第10回国連犯罪防止・刑事司法世界会議の成果を追跡するための地域戦略。



タイ

タイにおける司法組織による子ども被害者の保護

トラクル・ヴィニットナイヤパック

1 序

世界の大抵の国では子どもを虐待し、搾取する犯罪者を訴追するのに大きな困難を味わっている。訴訟手続き、法の支配や司法組織のやり方では、子どもたちが何度も面接を受け、手続きは時間がかかり、提供されるサービスは僅かで、かつ不適切で、子どもたちは脅かしたり、さらに虐待するおそれのある加害者から保護されていないことが多い。結果は子どもたちは滅多に虐待を届けないということになるが、警察官に話をしたり、法廷で証言するのを恐れるからである。このような問題にきちんと対応できない限り、子どもの保護をめぐる全体状況の改善には進歩があり得ない。

さらに、組織犯罪者やその他、子どもや若い人々を売買する者を含めて、犯罪者の起訴に関しても、法廷や司法組織が子ども被害者や証人を訴訟中や、それ以後も保護しない限り、殆ど進歩はない。

これを考慮すると、事情が事情だからタイを含めて世界中で子どもの保護を改善するために重要なきっかけのできることが勇気づけとなる。タイは国連子どもの権利条約に署名している。タイはまた、1996年の子どもの商業的性搾取禁止世界会議の重要な参加国の一つでもあり、会議宣言の履行に向かって進むことを誓約している。

実際、子どもの性的搾取が子ども虐待の最も一般的な形態の一つであることは今も昔も云われている。さらに、子どもの性的虐待は青少年非行の大きな原因と見なされている。いくつかの研究では多くの犯罪者が子どものころ、虐待されていること、大抵の青少年犯罪者が虐待を受け、大抵の家出入は虐待されたことが判明している。将来の社会において子どもの重要さを考えると、子どもたちを効果的に虐待や搾取から保護することが、子ども虐待の周期をスタートで止めるための最も信頼できる戦略の一つである。

2 全般状況

タイでは国内ベースで公式の統計さえない。1998年、司法長官室では818件を受け付けた。その大半が性的虐待のケースであった(617)。しかしながら、これらは届け出のあったものだけに過ぎない。子どもたちが政府官僚に接触するのを恐れている、届け出のない事件が数多くあると思われる。これらの数のうち、かなり多くの数の子どもたちが都市でのよい、上品な、収入のよい仕事がある、という嘘の約束で誘いを受け、結局は売春を強制される羽目になっている。時として、彼らは都会の残酷な環境に放り出されて、自分で生き残って行かざるを得ない。自分を守ることができるほど、大人になっていない。だから、虐待や搾取の餌食に容易になってしまふ。さらに悪いことには、虐待あるいは搾取されても、どこの誰に助けを求めたらよいのか、分からぬことが多い。

国連子ども権利条約の一当事者として、タイは子どもの保護のためにいくつか重要な手段を講じ、この条約が命じている基準を満たすことに努めてきた。子どもの性的虐待や売春に対して、二つの重要な法律を施行した。すなわち、1996年の売春防止抑止法と1997年の女性と子どもの人身売買防止抑止法で、それにより法律やその施行を強化した。問題はまだ残っているけれども、程々の満足のいく成果を挙げている。

3 子ども虐待事件の子ども被害者の保護法

タイでは子ども虐待事件の被害者に子どもがならないよう、保護する多くの法律がある。多くの国々におけるように、子どもを保護する主要な立法である刑法とは別に、1996年売春防止・抑止法(PPSA)は子どもを守るもう一つの法である。この法が一般に売春婦を犯罪者として扱わないことに留意しなければならない。代わりに売春婦は貧困、社会問題および組織犯罪の被害者と捉えている。従ってPPSAの主な原則は、客、売春婦斡旋屋、売春宿の持ち主や支配人、ママさんやポン引きのような売春婦の管理人を処罰することである。興味あることに、親が売春のために子どもを売ることも犯罪とされる。

子どもの同意の有無に拘わらず、売春婦斡旋所あるいは人身売買業者は1年から10年の懲役である。子どもが15才以上18才以下の場合には懲役は5年から15年になる。被害者が15才以下の場合には、懲役10年から20年が科される。

売春宿の持ち主あるいは支配人、あるいは売春婦の管理人は3年から15年の懲役に処される。

15才以上18才未満の売春婦を抱えている場合には、刑罰は5年から15年の懲役となり、15才以下の場合には、10年から20年の懲役となる。売春目的で人を監禁する者はだれでも、事件の程度に応じて10年から20年の懲役、終身刑あるいは死刑に処される。

さらに、顧客が子どもあるいは15才以下と性交渉を持った場合には2年から6年の懲役となる。子どもが15才以上18才未満の場合には、1年から3年の懲役となる。また、子どもを売春婦斡旋屋あるいは顧客に売春目的で売った場合には、4年から20年の刑に処され、その親権は裁判所により取り消されることがある。

PPSAとは別に、1997年の女性と子どもの人身売買防止・禁止施行法(MPST)は男の子、女の子を同様に保護し、犯罪の帮助、教唆を行った者も主犯格と同じ刑罰で処罰される。MPSTはまた、警官に人身売買過程を明らかにできる、被害者と思われる子ども・女性を職務質問に備えて呼び止め、収容する権限を与える。警察官は人身売買の防止、抑止を促進するために、また、被害者支援のために車両を含めてさまざまな場所を捜索することができる。さらに、法廷は被害者が救済され次第、被害者の証言録取書を作成でき、それが法廷の審問で犯罪者に対する証拠として認められる。

4 子ども虐待事件と子どもの保護：司法長官室の役割

司法長官室は内務省の中に子どもの権利保護事務局を設置し、政府機関やNGOなど子どもの権利保護に関わっている組織、とくに司法組織内の人々の間の協力、調整のまとめ役にあたらせている。協力しあう努力のおかげで、豊かな結果が生まれている。さらに、かなり多くの立法改革について現在、特別委員会で検討されていて、それには国際問題担当の検察官が加わっている。

現在、この事務局はまた、多くのNGO、とりわけ子どもの権利保護センター財団(CPCR)と協力して、子どもの被害者の保護、処遇にあたっている。さらに、カナダ政府の支援を受けて、またバンクーバー所在の刑法改革および司法政策国際センターのダニエル・プロフォンティン所長や上級顧問ジョン・エバンス博士と協力して、子ども虐待調査およびケアに関するパイロットプロジェクトをバンコク近くのタマサット大学病院で立ち上げた。医療、社会サービスおよび法施行機関と一緒に、多国籍チームとして共同作業を行うものである。

このプロジェクトの創始にあたってその背後には次のような考えがあった。子ども虐待の場合、いくつかの機関が調整のとれた、効果的な方法で対応しなければならない。当該の子どもは保護を必要とし、また、正義が行われなければならない。子ども虐待の被害者には医療が必要である。社会福祉により彼らを保護し、その肉体的、感情的、社会的ニーズに応える保証がなければならない。被害者や地域社会にも正義が行わなければならぬし、子どもの加害者は訴追されなければならない。しかし、子ども虐待の訴追はとくに骨が折れる。検察官は重要な、往々にして唯一の証人である子どもと法廷に行かなければならぬ。裁判過程で虐待者から保護されていない子どもは証言が期待できない。世話を受け、証人であるその過程に備えて準備のできている子どもは効果的な証人である。刑事訴訟手続きの改正では、このような場合の子どもを対象としているが、子どもがもっと効果的な証人になることができるし、過程全体を通じて子どもを保護することになっている。このどれもが警察やソーシャル・ワーク、医師および検察が独立に仕事をするのでなければならない。各専門分野の密接な協力で作業がなされなければならない。

したがって、子ども虐待事件には癒し、社会福祉、それに法的なものが対応上必要である。これらの目的は関係機関が各々ばらばらに取り組んでいると、適切な取り組みができない。子ども虐待の対応には、連絡を取り合った、機関同士の対応が不可欠である。機関相互の協力は以下の原則に基づくことが望まれる。

- 1) 子どもの最善の利益が最重要である。
- 2) 医療、保護、法的問題は協同によってのみ、取り扱うことが可能である。
- 3) 関係機関はすべて、自機関の役割や責任だけでなく、他機関のそれらを理解しなければならない。
- 4) メディア、福祉、および司法機関は効果的な手続きを開発、洗練、維持し、協同することの理解を深め、子ども虐待への対応が論理的に関連し、適切な順序で遂行され、かつ調整のとれた効果的なものにする必要がある。

司法長官室はまた、これらの子どもに援助、保護の手を差し伸べる際に、民事過程の有効さを知ることになった。したがって、市民権保護・法的扶助部を通して、民法商法により権限行使して、パイロットプロジェクトの進行に合わせて、子どもたちの支援、保護にあたっている。

例えば子どもが親族、あるいは親によって性的虐待を受けている家庭内の虐待事件では、検察官は青少年家庭裁判所に申請して、親権あるいは後見人資格の剥奪を求めることができる。もちろん、これによって親から継続的に子どもが虐待されるのを防ぐのに役に立つと思われる。

性的搾取は民事の不法行為でもあり、虐待する者はその行為に対して賠償する法的義務を負うものと認識すべきである。しかし、この場合検察官は子どもの代わりに訴えて賠償を請求できない。これは親権破棄の場合のような市民権保護のケースではない。それでも、市民権保護法的扶助部は当該子どもに代わって検察官ではない代理人が無料で虐待した者を、損害あるいは賠償で訴えることを認めている。

5 伝統的な司法過程と子ども虐待事件の子ども被害者：怪我あるいは保護？

伝統的な司法過程が子ども虐待事件にとって適切かどうか、我が国の現代法組織ではまだ疑問である。子どもがわれわれの将来であるという事実を前提とすれば、彼らの福祉が子どもの虐待事件を扱う責任を有する機関で働く構成員の精神の真っ先になければならない。これらの子どもの被害者は体の怪我の治療だけでなく、心理的な手当を施し、虐待の間、その後に被った精神的外傷経験を癒すことがぜひ必要である。このように、十分なケアを行い、これら虐待された子どもたちにさらに精神的外傷を生み出すような行為を避けなければならない。調査あるいは裁判中、司法手続きは柔軟で、これらの子どもたちのニーズに応え、敏感でなければならない。これらの手段はどれも子どもたちの犠牲者を増やしてはならない。

もう一つ考慮を要するのは、子どもの被害者が他人に対して何度も自分に起きた事件のことを話さなければならないのか、ということである。自分の親、医者、ソーシャル・ワーカーの他に誰に、触れることさえしたくない自分の話を繰り返さなければならないのか。タイを例に取ろう。タイ刑法によると、警察は犯罪事件の捜査に責任を有する。調査が済むと、調査ファイルが検察官に送られ、検討される。それから、検察官は容疑者を告訴するかどうかを決定するか、裁判所に命じて、必要なら追調査を行わせる。このような追調査は一度以上の面談を意味する。一般に追調査は認められているけれども、性的に虐待を受けた子どもが関わっている場合にそうはいかない。このような追調査のために、子どもたちは自分では忘れない、苦しんだ経験を繰り返し話さざるを得ない。2度被害に遭わせるようなものである。

もちろん、これらの子どもたちに面談できない、という意味ではない。大事なのは一度でできるだけ完璧にこれらの子どもたちと面談すべきだ、ということである。そうすれば、彼らは自分の精神的外傷を負った、痛ましい経験について繰り返す必要がなくなる。それでも、子どもたちが自分の話をするのは容易ではない。とくに警察官に自分の痛ましい経験を話すのは困惑が大きすぎてできな

いことが多い。制服を着た他人であり、警察官は一般に犯罪に厳しく対応するよう訓練されている。さらに悪いのは、子ども被害者や証人に尋ねる際に、心理学的スキルや言語技術が最重要である子ども虐待事件の取扱いに面談者が精通していない場合である。

法廷の審理において、子ども虐待事件の被害者に与えられると思われる唯一の保護は、非公開裁判である。しかし、非公開裁判は裁判段階で被害者、とくに子どもが直面する心配を軽減するものではない。それでも、子どもたちは再度、検察官、被告弁護側、時には裁判官の質問に応えて自分の苦しんだ経験について話す必要がある。反対尋問では被告弁護士は必ずや、これら子どもたちの知的未熟さを利用して、複雑な、恫喝的な、間違った方向に導くような質問をして、子どもたちの信憑性を崩そうとする。

一般に裁判は証人対面の権利を有する被告が出席して行われなければならない。したがって、もし子どもたちが自分を虐待した者に面と向かって法廷の審理で証言しなければならぬとしたら、子どもにとってかなり苦しい試練となりかねない。子ども被害者あるいは証人が裁判のような公式の、おびえてしまうような環境で、完全な証言をできないことが多い。正義が間違なく満たされているかどうかは別として、裁判を経験することで子どもたちが必然的にぶつかるのは、パニック、嫌がらせ、脅し、そして恥辱である。それだから、適切な手段を司法組織に導入して、子どもに優しい雰囲気を作り、子どもたちが十分に保護され、調査段階でも、裁判段階でも、もっと容易に陳述したり、証拠を示したりすることができなければならない。

6 子ども虐待事件、子ども被害者の保護のために、法改革を：変わりゆく警察、検察および裁判所の役割

A 子ども被害者の保護に関する法改革

被害者でもあり、証人でもある子どもが司法組織において共感と理解をもって扱われない限り、子ども虐待事件が所期の解決に至らないという事実を前提として、タイ政府は刑事手続き法の改革プランを打ち出した。この改革では、国連子ども権利条約第3条に従って、「子どもの最善の利益」を中心に掲げている。現在、刑事訴訟法の改正は1999年9月14日に公布されている。しかし、これはロイヤル・ガゼットに公表されてから1年後に施行されるので、準備に9ヶ月しかないことになる。

この刑事訴訟法の改正は子ども被害者が一般にその苦しい経験を調査と審理過程で繰り返す必要がないやり方をとっている。さまざまな司法担当者との多岐にわたる面会や接触を避け、子どもを再度被害者にしないためである。したがって、検察官は子ども被害者と証人との面会を調査段階で行い、訴追に備えて事件をより完全なものにしていくことになる。もちろん、警察はまだ調査する。

タイでは加害者の有罪、あるいは無罪を証明しようと、調査が証拠集めにだけ焦点をおきがちなことは留意すべきで、子ども被害者の保護、癒しおよび社会への再統合のための証拠収集は見られない。

子ども虐待事件では、判決後子ども被害者に何が起るのか、これも考慮しなければならない。有罪犯人が家族の一員だったり、保護者だとすると、誰が子どもの面倒を見ることになるのだろうか。あるいは刑期終了後、重罪人が当該子どもとともに再び暮らすようになると、どうなるのだろうか。

かくして、子ども虐待事件では2種類の証拠を集めることが重要なのである。このような証拠集めが裁判所に被害者の証拠を知らせることになろう。また被害を受けた子どもの適切な処遇だけでなく、被告に科せられる妥当な刑罰の決定を行うのに必要な問題の原因を知らせることもできよう。

しかし、調査担当官および／あるいは検察官は一般に、子ども虐待事件の取り扱いについて特別訓練されていない。だから、この種の証拠を集められないようだ。したがって、心理学者あるいはソーシャル・ワーカーのような社会サービスの専門家を子ども虐待事件の調査に参加させるのがより、適切となってくる。

よくあることだが、調査担当官や検察官は理解力不足、言語スキル不足のため、これらの子ども被害者とうまく意思疎通できない。時には子どもが全く無口と言う場合もある。調査担当官による尋問が彼らにとってあまりにも威嚇的だからである。

したがって、心理学者、ソーシャル・ワーカーや子どもが要求した支援者の存在が陳述を取る過程をより友好的な中で行われるのに役立つと思われる。このような雰囲気では子どもたちはより快適でゆったりして安心するだろうし、苦しんだ出来事をきちんと説明できよう。さらに、この新しい法律では、被害者あるいは証人としての子どもの陳述が適当な場所を用いて、非公開で行われることが求められている。

同様に、この新法では心理学者あるいはソーシャルワーカー立ち会いの必要性が認められてい

る。彼らの参加が面会で必ずや調査官および／あるいは検察官を助けることになる。彼らの参加が子どもをそれ以上に傷つけることなく、うまく子どもたちに尋ねるスキルや理解力を持っているからである。このような関わりが子どもの陳述の信憑性を高めることにもなるだろう。もちろん、検察官が被害者に後で法廷での証言をさせることができない場合には、これは裁判で極めて有益である。さらに、実際に心理学者あるいはソーシャル・ワーカーがプロセスに関わり、できるだけ早くこれらの子どもに心理学的処遇と福祉支援を行うべきであることが認められている。なぜなら、子どもの介護と癒しが最優先されるべきだからである。

これに加えて、子ども被害者の陳述は記録し、裁判で証拠として使用して、これらの子どもたちが再び被害者となるのを避けなければならない。それらのビデオテープ、録音テープを再生して、子どもたちが苦しい体験を繰り返し述べるのを強制されないようにしなければならない。法廷で証言を強要することは大きな情緒的な打撃を引き起こす、あるいは証言台でじっと動かない事態になるかも知れない。

しかし、検察官や法廷が子どもたちをさらに調べる必要がある、そんな場合も考えられる。確かに、被告は証人との対面権利を有する。これはまた、証人を反対尋問する権利を含んでいる。それだから、子ども被害者はビデオテープに取った陳述が認められるにも拘わらず、出廷しなければならない。

また、一般に法廷手続きが子ども被害者あるいは証人用に考えられていない、というこの事実を前提とすると、大人でさえ、裁判所や刑事裁判があまりに威嚇的でそこに臨むことができない、と思うことが多い。子どもがこのような状況で出来事の詳細を思い出せないのも極めて当然の成り行きである。実際、ある調査では、裁判所に出ない子どもの方が起きたことをよく思い出すというのははつきりしている。だから、この新しい刑事手続き法では、子どもの生の証言をケーブルテレビで別の適当な場所から法廷へ放送することが認められている。

また、心理学者あるいはソーシャル・ワーカーが子ども被害者に同行し、子どもに優しい雰囲気をつくり、子どもを援助する事も大切である。子ども被害者が質問を理解できないことも少なくない。とくに子どもたちに弁護士が質問する際、法律用語を使われると、質問が複雑過ぎることがあるからで、質問の中には攻撃的すぎて、回答できないのも見られる。あるいは傷つきやすい子どもをさらに傷つけるのさえある。それだから、この法律では、裁判官が適当と判断した際には、心理学者あるいはソーシャル・ワーカーを通して、尋問および反対尋問を行う命令を発することができる。彼らは質問を調整したり、くだいて説明したり、簡単にまとめてことで、子ども被害者が質問を理解でき、事件の

完全な真実を説明できるからである。

私の考えでは、ケーブルテレビの使用は実質的に証人に対する対面権利に影響しない。被告がまだ自由に子ども被害者に反対尋問できるからである。被害者が被告と差し向かいで証言して、証人は被告の前で証言しなければならない、という要件を満たす必要はないはずである。被告がビデオを通じて証言中、子どもを見ることができるので十分である。

それにも拘わらず、ケーブルテレビを通じた証言の間、被告が子どもを見ることが実際の対面とは異なる。それ故、ケーブルテレビは必要な時だけの使用とすべきである。その判断は裁判所が行うべきである。この決定を下す際、裁判所は子ども被害者に被告と差し向かいで証言するよう強いることが子どもにひどい心理的な傷を与えるのではないか、また、ケーブルテレビの使用が子どもの証言の正確度を高めるのではないか、など様々な要素を考慮しなければならない。はつきりしているのは、裁判官にこのような命令を用いるよう勧告するのが検察官の義務だということである。

改革のもう一つの側面は、子ども被害者あるいは証人の早期宣誓供述書に関連している。この改革では検察官の要請があり次第、次の場合に容疑者の起訴の前に子ども被害者あるいは証人の陳述を取ることを裁判官に求めている。すなわち、子ども被害者あるいは証人が海外旅行に出かける、あるいは決まった住所がない、裁判所から遠く離れて暮らしているというのを信ずるのに合理的な根拠がある、あるいは直接、間接に干渉される、または将来証言させるのが難しくなる理由があると信ずる根拠の存在する場合である。

重要な観点に言及すると、子どもの代理人が虐待者になるケースである。子どもは自分で苦情申し立てできるけれども、このような状況では大抵、子どもは口を閉ざす。自分の親あるいは親戚である加害者が罰せられるのを望まないし、あるいはまだこのような者の世話を必要とするからである。このような場合、子どもの教師、あるいはソーシャル・ワーカーのような他の人々は、子どものために事件のイニシアティブを取ることができない。刑法の第6項では要請のあり次第、裁判所が子どもの代理人として関心のある人を任命できるとしているけれども、問題解決にはならない。このような任命の動きの知らせがあれば、被告に証拠隠滅の可能性が見られるからである。それだけでなく、そうこうしている間に、加害者が繰り返し、子どもを虐待することができる所以である。

このように、ある調査では、法律が子どもの福祉に責任を有する担当官が苦情申し立ての有無に拘わらず、子どもが虐待されている、という疑いだけで関与できるよう、提案がされている。このような疑いのある場合、担当官は子どもの両親の同意がなくても、子どもを特定の然るべき所へ連れていく

き、子どもの安全と福祉について一定期間査定して、虐待の証拠があるかどうか、事件を調べることができるようにしなければならない。虐待の証拠があれば、調査当局に即刻連絡し、事件をさらに調査しなければならない。

私見だが、この提案は非常に効果的である。これにより、担当官は迅速に子どもの保護にあたることができるからである。このような素早い反応は子どもが長期間虐待されるのを防止するだけでなく、法執行官による犯罪者発見を容易にする。しかし、この考え方および子ども福祉法草案に述べられている戦略はまだ、内閣が検討中である。できたら、かかるべき時に議会に提出され、審議されることが望まれる。

B 警察、検察および裁判所の変わりゆく役割

先の議論では、関係機関内の調査やケアシステムを紹介した。警察、検察、医療要員および／あるいはソーシャル・ワーカーが各専門分野の協力で子ども被害者に面談を行うのである。また、子ども被害者および証人のビデオテープによる陳述の利用や裁判所でのケーブルテレビの利用にふれ、心理学者やソーシャルワーカーがそれらに携わるべきことを紹介した。

また、次のことも注意しなければならない。子どもを適切な処遇や保護を目的に取り扱うのか、ケア・センターに送るのか、その問題に焦点を合わせて、最初の面談や評価がなされなければならない。これは一般的の捜査過程とは全く異なり、唯一重要な目標が犯人の追及というのではない。

もちろん、犯罪の認定、加害者の割り出し、物的証拠の確保も子ども虐待調査では重要である。しかし、それらは当初の面談の焦点であってはならない。子どものケアと保護が子ども虐待事件では最優先すべきだからである。

この理由から、警察および／あるいは検察は証人尋問では先頭に立つのであるが、時々、子どもの最善の利益のために、心理学者やソーシャル・ワーカーの補佐にまわることを学ぶ必要がある。子どもの最善の利益こそ、大命題である。このような態度は法律の施行担当者、医療担当者やソーシャル・ワーカーがそれぞれ、互いの動きに信頼を持っていないと身に付かない。こういった人々は合同面談の成功やその他すべての関連する責任に不可欠である信頼を作り上げて行くために、自分の役割や責任だけでなく、相手のそれらを理解しなければならない。

検察官はできるだけ早く、子どもたちの捜査あるいは面談に関わるべきである。とくに、証拠を提

出するために、これが望まれる。警察は検察官が自らの調査に干渉していると思ってはならない。そうではなくて、検察官が支援、援助にあたるためにあって、調査を指導あるいは指示するためではないことを理解し、また、検察官参加の目的が子どもをさらに多くの面談によって被害者にさせることから保護するためであると理解しなければならない。このような理解から、警察と検察は実際に密接に協力し合っていくことができるし、それは目標達成に重要なことである。

子ども虐待事件は迅速に処理して、停滞を避け、かつ子ども被害者の精神的外傷を軽減すべきことにも注意しなければならない。これは子どもの利益のためだけでなく、証拠の質のためにも大切である。子どもは短時間にすぐ変わる。事件の詳細をなかなか思い出せない。時には、裁判所の審理が終了するまで、癒しの過程が十分に達成されるのが困難なことがある。このように、法施行機関が子どもを巻き込む犯罪では迅速なあとかたづけが最大限、従うべき原則であることを念頭に置くことが必要である。こういう認識は被告が裁判の延期を請求できる裁判段階ではとくに重要である。タイでは、裁判所は大抵、連続的にある事件を審理できない。事件が多くすぎるからである。間の期間がかなり長い1ヶ月となることが多い。このような慣行は決して子どもの最善の利益とは結びつかない。だから、裁判所は子ども虐待事件では裁判延期を斟酌するかどうか、もっと注意して考えるべきである。

他のタイプの事件と同じように、加害者は憲法で保釈金で保釈される権利を持つ。加害者は拒絶理由がとくに法律で決まっていない限り、釈放されるのが原則である。けれども、子ども虐待事件では、担当官がとくに注意して加害者の釈放にあたるべきである。これはとくに、加害者が被害者の家族の一員あるいは親族である場合には重要である。親とその子の間の虐待事件など好例である。このような場合、釈放と同時に加害者が子ども被害者とまた一緒に暮らし、さらに虐待するか、何らかの影響力を行使することが生じやすい。このような場合の仮釈放申請は場合に応じて調査担当官、検察官あるいは裁判所が拒絶することが必要である。それによって釈放された加害者によって子ども被害者がさらに虐待されるのを防ぐのである。司法担当者がこのように認識していれば、子ども被害者は最大限、虐待者から確実に保護されよう。

7 結論

終わりにもう一度強調したい。子どもは我々の未来にとって大切である。社会の最も弱い構成員として、子どもは大変傷つきやすいので、さまざまな類の搾取、とくに性的搾取から自らを守ることができない。我々は我々の未来を搾取させてはならない。現実の法律を強化し、訴訟手続法を強化し

て、訴訟手続きを柔軟で、これら子どもたちの必要性に敏感なものにして、子どもたちを守らなければならない。タイ司法長官室では多くの政府および非政府機関と協力して、さまざまな子ども搾取問題を取り組んで来ている。現在の法律が認めるいくつかの手段をそれに用いて来た。けれども、実際にはまた法律施行担当者、医療担当者、ソーシャルサービス専門家の側で効果的な方法を開発、洗練、そして維持する必要があり、協同するために互いに理解し合うことが必要である。これらすべてが子ども虐待事件への対応をより論理的に関連、調整させ、適切な順序で遂行される、また円滑なものにしていくのは疑いがない。個人的な信念だが、このような法的改革や効果的な履行により、我が国の子どもたちは今まで以上に守られ、品のよい道徳性をもって我々の社会に成長して行き、我々の社会に利益をもたらすこともできよう。



犯罪の被害者としての女性と子ども

ジャミール・ユスフ

パキスタン・イスラム共和国は人口がおよそ1億4千万人で、その年間の増加率は2.7%である。パキスタンでは男100に対して女93となっていて、世界の男100に対して女106という割合から見ると少ない。女性の識字率は23%で、労働力としては28%を占める。1200万の子どもが労働力となっていて、彼らは家庭の収入の5分の1を担っている。

他の多くの社会と同じように、パキスタンは強力な封建的・家父長制的な社会構造であり、それが資源を管理し、権力と権限を持つ極めて特權的な少数階級を潤している。女性に対する文化的な偏向、伝統的な慣習法の受容、宗教の教義の狭い理解に基づく偏見からは、現代女性のあこがれに応える環境は創造されない。差別のためには、女性はよりよい教育や経済的地位への機会を拒まれている。ジェンダー偏向は誕生とともに始まる。というのは社会が伝統的に男子を優先させるからである。ジェンダー偏向は娘の医療や教育の機会の時にはっきりと目に見える。少女たちは教育を受けられない。幼い弟妹の面倒を見、家の手伝いをするからである。国の法律も時々女性に対する文化的な偏見を助長している。子どもの権利条約は子どもを18以下の者と定義しているが、パキスタンでは少女という用語の定義に混乱が見られる。成年法(1929)によると、18才以下の男女は未成年である。しかし、子どもの結婚制限法(1929)では結婚の最低年齢は少女では16才、少年では18才となっている。もう一つの適例は刑法－ハドード法令(1979)で、そこでは女性の成人は思春期に達した者、あるいは16才になったものと定義されている。さらに、慣習法が多くの地方で支配的である。これは必ずしも国法に拘束されない。女性の権利の活動家は既存の法律の規定が女性に対する暴力を合法化あるいは制度化する効果を有すると主張する。それだけでなく、女性に有利な法律がある場合には、国はそれを施行する用意が不十分である。イスラムがそれを裏づけしている場合でも同じである。財産相続や配偶者選択がその例である。女性の権利の活動家は、女性に対して不利な立法の廃止を求めて活発に活動している。しかし、女性や子どもに有利な法律が名実ともに施行されても、憲法で彼女らに認めた権利の問題に取り組むのは長い道のりとなるであろう。

女性と子どもに対する犯罪の性質、原因および程度

女性と子どもに対する犯罪は、一般に異なる文化的、社会的、および政治的要因に帰することができる。パキスタンにおいて、状況を一層悪化させる要因は、貧困、無知、経済的依存および伝統の暴力である。

女性と子どもの人身売買:南アジアは女性と子どもの人身売買にとって、主要な、利益のある地域内の市場である。恐らく武器や薬物の密輸以上である。女性と子どもの人身売買は様々な形を取る。売春、安価な労働力、臓器取引、強制結婚や物乞いのためだったり、UAEに売られた子どもをラクダ乗りにさせるためであることも少なくない。時として、ラクダの下敷きになってしまふ子どももいる。労働経済学者であるリサ・マクゴワン氏が述べているように、女性と子どもの人身売買の根本原因是売買業者に莫大な利益をもたらすところにある。パキスタン人権委員会(HRCP)によると、およそ4万人の子どもが毎年、誘拐され、売られて性的搾取や強制労働の犠牲にされている。5才以下の子どもも含まれている。しかし、パキスタンやインドのような国が家計の足しにやむを得ずであっても、子どもたちを絨毯、スポーツ、外科器具製造産業で働くのを思いとどまらせるために十分なことをしていないと時々批判されるが、不法な目的のための多国籍子ども人身売買の脅威に対して、国際的に強い抗議の声が殆どあがっていない。これは国際人権組織も自分たちのことで手一杯なためであろうか。女性の人身売買もよく組織されたネットワークを通じて行われている。人権と法的扶助のための弁護士(LHRLA)の見積もりでは、1997年までバングラデシュ女性が100万人、ビルマ人女性が20万人、カラチに人身売買で運ばれて来ている。何よりもインド／パキスタンの国境警察／保安機関が黙認したおかげである。国内の人身売買もかなりに上る。主にアフガニスタンの難民女性と田舎出身の女性が狙われている。

強姦:強姦は届けられる件数以上に至るところで起きている。報復を恐れたり、伝統的に恥じと名誉の観念のために、強姦の被害者やその家族は強姦の届け出をしない。よしんば届けられても、被害者および／あるいはその家族は社会的な圧力だけでなく、加害者の脅迫のために事件を取り下げる選択が多い。あるケースでは、警察が強姦事件として記録するのを拒否したり、暗黙のうちに加害者と結託して、被害者とその家族に嫌がらせをすることがある。1998年、パンジャブ地方では警察で拘留された強姦の届け出が13件、女性に対する拷問や暴行が28件あった。同じ年、パンジャブの強姦被害者届け出数706件のうち、半分以上が未成年だったといわれている。知られた強姦事件の25%程は警察に記録されていない。10件のうち8件は加害者に対して、すぐに対応策が取られなかった。

名誉殺人:姦通の証拠により、あるいはその疑いから女性を夫、父、兄弟あるいは姻戚が彼女を殺害することは、伝統的に慣習として、また部族法では認められている。名誉殺人はこれだけでなく、女性の土地、財産、および相続権が彼女の男性の親族にとって問題となるときにも起こる。1998年には女性や少女に対する226件の名誉殺人が届けられている。届け出のない名誉殺人の数は恐らくこれよりかなり多いと思われる。

家庭内暴力:他と同じく、パキスタンにおける家庭内暴力はあらゆる社会・経済層にまたがり、珍しくない。田舎のパンジャブの10の地方で最近実施した1000人の女性に対するサンプル調査では、82%の女性が些細なことで夫が立腹して振るう暴力を恐れている。都会では52%が夫に殴られたことを認めている。カラチでの家庭内暴力調査では3人のうち1人の女性が肉体的に虐待されるだけでなく、性的虐待、経済的収奪、脅迫、威嚇、言葉の暴力や孤独な目にも遭っている。90%の女性が肉体的虐待を受け入れられないと見ているが、5人のうち1人しか、夫が自分を虐待するのを止めさせようとしていない。まして、専門家の援助を求めるとは誰もしていない。男の40%は妻を虐待するのは自分の権利の範囲内だと考えている。調査では核家族の女性が有職の女性よりも肉体的虐待に遭うことが多いことが判明している。

石油コンロによる殺傷

既婚女性に対する夫および／あるいは姻戚による意図的な火傷による殺傷事件はかなり頻繁に発生しているが、恐らくインドやバングラデシュ程一般的ではない。この殺傷の理由は妻の持参金への不満や、家事への立腹が挙げられている。1998年、パンジャブ州都である人口600万のラホール内外で282件が届けられている。事件の8%のみ、警察で記録され、女性に対する意図的な焼き殺しで逮捕されているのは3人に過ぎない。驚くべきことに被害者の3分の2はやけどが原因で死亡している。

性的虐待と搾取

子どもの性的虐待で届け出のあった件数から見ると、パキスタンでは毎日、2件の割合で起きている。国内の15の新聞から収集した情報では、1256人の男が1998年の最初の10ヶ月で677人の子どもを虐待している。虐待されて63人の被害者が死亡している。被害者の年齢は2才から18才、少女の被害者が少年の被害者の4倍となっていると思われる。ただし、性的虐待の結果死亡しているのは、少女より少年に多い。この犯罪は家庭、学校、宗教学校、店、娯楽会場、バス停留所、ホテル、レストランや刑務所で発生している。

性的嫌がらせ

これは様々な形態で起こり、強姦未遂や公然ワイセツなども含まれる。年代や社会的・経済的階層、また雇用の分野にも関係なく、あらゆる女性や働く女性が日常的に言葉で、あるいは言葉によらない性的な嫌がらせ、脅かし、体に触るなどの形で起こる。街で、公共の輸送機関で、ショッピング区域で、教育施設で、また職場や場所を問わない。男の大半は性的嫌がらせの概念を知らないか、あるいは理解していない。知っている、あるいは理解している場合でさえ、社会の家父長制的な性格が文化的に受け入れられているために、男たちは性的嫌がらせを大目に見てしまう。聞いてみると、女性の多くは日常的に何らかの性的嫌がらせを受けていることを明かす。

女性と子どもに対する暴力を抑止するための政府の反応は、一貫性がなく、適切だとは言い難い。一方において、1996年に困窮女性収容法1996が通過したが、他方では刑法についての国システムは、影響力を持つ親の行動を抑えるまでに至っていない。彼らは娘が自分で結婚相手を選んだり、離婚したりすると、脅す、虐待する、あるいは殺すことがある。また、刑法制度は、慣習法／部族法にしたがって起こした、と主張される名誉殺人問題を扱うには、効果的に機能していないことが立証されている。女性調査委員会1997年報告書が勧告した抑止手段も公的には無視されたままである。政府が建設的な手段を講じたのは、NGOや女性の権利活動家たちからの圧力を受けた時である。

国際および地域の条約の履行度

国際水準ではパキスタンは女性と子どもの運動については、いくつかの国際条約に署名して関わって来ている。1996年には女性差別撤廃条約(CEDAW)に署名した。ただし、条約の規定がパキスタン憲法に従うべきである、と留保条件を付けている。それ以来、状況は大きく変わっていない。一方で差別的な法が存続し、他方で女性に当然の権利を求める法を施行する政治的意志が見られないからである。パキスタンはまた、北京宣言にも署名している。多くのNGOや政府の関連機関が共同して、北京で確認された12の深刻な関心領域で作業し、1998年までにはパキスタン行動プランを作り上げた。政府の採択を受けて、実施に移されることになっている。それ以来、フォローアップ作業が教育および健康の権利において行われているが、女性の人権分野での進展は限られている。パキスタンは1990年に子ども権利条約(CRC)の署名国となった。UNICEFの年報「諸国の進歩」で明らかになっている署名国におけるCRC達成内容のリストをみると、UNICEFではパキスタンの健康、影響および教育の指標では達成レベルにおいて大きなギャップのあることを明らかにしている。

犯罪被害者の女性や子どもの運命を改善するためのパキスタンの仕組み

国内レベルでは、女性と子どものために以下の予防行動や早期の干渉策が導入されている。

1. 1991年、パキスタン子ども福祉・開発委員会が女性開発・社会福祉省のもとで設けられ、CRCの履行のために国内の努力を調整することになった。地方子ども福祉・開発委員会と連携を取ることになっているが、これらの委員会はとてもない委任を受けているが、人的、その他の資源不足で効果的、効率的に機能していない。

2 保健、職業訓練および起業家に関する女性と子ども向けのプログラムやサービスは全パキスタン女性協会(APWA)が国内で提供している。他方、カラチではベバッドおよびカラチ女性経営者協会が同じ仕事にあたっている。同様にアガカーン地方支援プログラムは北部地域向けに、バロチタン地方支援プログラムがバロチタン向けに用意されている。ファースト女性銀行およびユナイテッド銀行は女性たちの起業を支援し、家族の圧力を除去し、国内のマイクロクレジット・プログラムをとくに女性に提供している。これらのネットワークは女性と子どもにエンパワーメントの機会を提供している。

3 困窮女性収容法: 1996年は困っている女性向けに国の基金を設けるのに役に立った。

4 最高裁判事が率いる女性調査独立委員会は1994年に立ち上げられた。1997年にこの委員会は立法の見直しを公表したが、その中で立法が女性差別になっていることを明らかにし、パキスタンにおける女性の地位の改善策を提案した。

5 CEDAW条約を履行するためのパキスタン行動計画はまだ準備中である。女性の問題について世論への働きかけをしているNGOがNPAの作成への参加過程で重要な諮問的な役割を果たしている。

6 パキスタンと地域NGOはSAARC国に働きかけ、地域内の女性と子どもの人身売買の増加と取り組むよう求めている。この問題は1997年のSAARCサミット会議で徹底的に議論された。

7. 女性スタッフによる警察署がパキスタンの主要都市でここ数年のうちに設立されている。カラチ、イスラマバード、ラホール、ファイサラバード、ペシャワルおよびクウェッタなどである。しかしながら、これらの警察署に配置されてる職員が問題に鈍感で、往々にして苦情を申し立てる女性に罪を着

せたり、家族の問題と決めつけて女性警官が関与するのを拒絶しているという苦情は、早々に取り上げなければならない。1996年、政府はまた適切な手段を講じ、男だけの警察署に女性を夜通し拘留してはならないとした。

8 近年、裁判所は増加している火傷事件の実態を取り上げることを始め、火傷事件の被害者が運びこまれた病院の医療監督者はすぐに被害者の話を記録し、そのコピーを管轄の警察署に送付するよう指示を出した。この狙いは被害者が警察が来るまで待ってその言い分を記録してもらうのではなく、直ちに対処されることにある。

9 市民警察連絡委員会(CPLC)はシンド州知事が1990年に設立したもので、直接、女性と子どもの犯罪被害者に法的援助を行うとともに、危機干渉を行っている。また、パキスタン人権委員会(HRCP)、パキスタン女性弁護士協会(PAWLA)、女性行動フォーラム(WAF)や反強姦の戦い(WAR)などのNGOに関わったり、支援をおこなってもらっている。COLCはまた、警察とも連携し、女性と子どもに対する犯罪の捜査では、ジェンダーへの配慮と公平さを確保しようとしている。

10 多くのNGOが暴力の被害者である女性や子どもに質の高い援助を行っている。HRCP、WAF、シャーカットガー女性資源センター、ASR女性資源センター、AGHS法的扶助セル、オーラット財団、パキスタン女性弁護士協会(PAWLA)、人権法的扶助弁護士会(LHRLA)、行動科学研究所、ベダリ、進歩女性連合(PWA)、サーリ、サヘ、ロザンおよびシモーグなどである。

11 上記のNGOはまた、異なる戦略を利用して、一般の人々だけでなく、政策担当者の意識涵養をはかる。定期会合、セミナー、ワークショップを開催する、新聞や雑誌記事／手紙を公表する、恵まれないグループには窓口を用意し、調査、記録および資源センターを設置したりが活動内容となっている。

12 WAFはCPLCと連携して、カラチ警察にジェンダーに配慮した手続きを徹底させるプログラムを始めたところである。ロザン(イスラマバードを拠点とするNGO)は警察大学、シハラと連携、16ヶ月間の警官研修プログラムを開始した。人権とジェンダーに配慮した仕事がテーマである。

13 シャーカト・ガーは手引き書『より良い明日に向かって』を出した。女性調査委員会の報告(1997)が基礎となっている。女性のために司法システムを改善することが狙いである。『ジェンダー研修マニュアル』にソーシャル・ワーカーや保健ワーカーの意識化を促すために開発されている。

14 CPLCはカラチにおける犯罪に備えて、コンピュータによる情報ネットワーク、データベース、監視システムを維持、その証人保護プログラムは警察と司法の双方と連結して、証人の証言内容は安全かつ迅速に記録できる。これは従来、公的な司法装置によって脅かされたり、威嚇されたと感じている女性や子どもにはとくに有益である。また、CPLCは被害者支援プログラムを犯罪被害者の女性と子どもの社会復帰のために開始した。また、純粋にボランティアの援助で女性と子どものためのシェルターの設立も計画されている。

15 女性研究センターが2ヶ所で立ち上げられた。カラチ大学とラホールを根拠とするNGOによるもので、後者はASR女性研究センターと呼ばれる。

16 1995年にカラチの少数の学校で開始された人権教育プログラムは、人権について子どもたちを成功裏に教育している。焦点はCRCである。このプログラムでは小学生向けに『私たちの権利の本』英語・ウルドゥー版を発行、販売している。中学生向けに雑誌『目覚めよ』を年に3回発行している。

17 女性と子どもの権利について娯楽を通して人々に教えるために、個人のまた集団の努力が見られる。例えば、イムラン・アスマームは英語の日刊紙ニュースの編集長を務めているが、これらのテーマについて舞台やテレビ向けの劇を書いている。カラチの劇団エーリック・エ・ニスワンとラホールのアジャクは自分たちの演技を通じてこれらのテーマをまとめ上げつつある。

18 パキスタンのテレビ・ネットワークであるPTVは、毎日1時間、女性の法的権利についてプログラムを用意している。プログラムの作成については、LHRLAとPAWLAが支援している。

19 困っている女性のための一時シェルターがパキスタンのさまざまな地方で設けられている。シェルターは歓迎される施設ではあるが、長期的な解決策とはならない。虐待、搾取それに暴力の悪循環を断つことはできないからである。女性開発省では最近、21ヶ所に女性危機センターを立ち上げた。被害者は24時間まで滞在できる。しかしながら、すでに設けられているダーウルアーマン・シェルター(13ヶ所は田舎にある)はどうしても改善が必要である(カラチのダーウルアーマンのサービス改善にシャーカシット・ガーが協力している)。エディはパキスタンの福祉NGOで、いくつかの場所で女性と子どもシェルターを有している(カラチに2ヶ所ある)。ベダリおよびラー・ハト(イスラムバード)およびダスタック(ラホール)でも女性用シェルターを備えている。

20 アジア犯罪防止財団パキスタンでは1992年の創設以来、とくに女性と子どもが直面する問

題と積極的に関わっている。その組織したセミナーやワークショップではこれらの問題に特別な焦点を当てている。役員会では最近、多くのプロジェクトの立ち上げを決定し、とくに女性刑務所の条件を打ち出した。

国際的／地域間の協力

パキスタンが人身売買に関する国連の世界プログラムに加わるかどうか、明らかではない。このプログラムでは、女性と子どもに重点が置かれている。しかし、パキスタンのNGOであるAGHやシャーカットガーはスリランカにある国際エスニック研究センターに拠点を置く国連の女性に対する暴力に関する特別報告者に定期的に資料を送っている。より重要なことは、UNDPがCPLCを支援して、人工頭脳学的な犯罪分析システムの設定にあたっていることである。これは警察の分析、調査能力を改善するためのものである。能力が高まれば、犯罪が頻発している区域を特定し、これらが経済や市民の不安定性と結びつくのかどうかをはつきりさせることで、子どもへのいたずら、強姦、誘拐や女性に対する暴力のような深刻な犯罪がより阻止されるだろうし、それらについての理解も深まるだろう。同様に、UNICEFやその他の国際的な貢献機関は北京会議のフォローアップを強力に支援している。

NGOレベルでの協力

NGOレベルでは、マレーシアに拠点を置く女性アジア・パシフィック資源・調査センターがパキスタンのシャーカット・ガー女性資料センターと連携して、現在健康およびジェンダーに係わる権利について政策提言の活動を行っている。シャーカット・ガーはまた、イスラム法による国際女性生活のアジア地域コーディネータでもある。また、対女性暴力、女性シェルターおよび名誉殺人に関する問題を扱う、スリランカ拠点の国際少数民族研究センターのパキスタン連絡先ともなっている。多くについては触れたが、数多いNGOでも同様に国内および地域レベルで政策提言活動に当たっている。カラチにあるNGO資源センター情報の編集、データベースや監視システムの開発にあたっている。パキスタンや地域の他のNGOが協力している。LHRLAはバングラデシュのNGO・抵抗と連携しているが、このNGOはパキスタンに売られたバングラデシュ女性の問題に取り組んでいる。

NGO、活動家、学者および弁護士の連合体が本年、女性と子どもの人身売買を防止し、それと闘う条約の草案を作成した。この草案では国内法適用外の管轄権を提案している。ある国の法廷で出された評決が法的に共同国際人権条約の署名国すべてを拘束できるようにするためである。LHRLAがとくにこの提案された条約の促進に取り組んでいる。

出典

- 1 パキスタンの人権の状態(1998):HRCP、ラホール
- 2 パキスタンの子どもと女性、状況分析(1998):UNICEF、パキスタン

摘要

女性や子どもに対する犯罪は世界的に起こっているが、パキスタンではより顕著である。相対的な貧困、司法組織にも影響している歴史逆行するような女性への態度、さらには政治的な不安定性が原因である。これらの犯罪の中には、国際的な国境をまたいで起こるものもある。女性と子どもの人身売買がその例である。それだから、このような犯罪を絶滅させるには、地域および国際的な密接な協力や調整が求められる。

女性、人権および女性の権利に対する長い敵対意識にぶつかって、NGOは伝統の力と闘い、憲法にしたがって女性と子どもの権利を認める法を施行させてきた。協力しあう努力の中で、多くの組織、例えば市民警察連携委員会(CPLC)－非政治的な組織で、NGOとして活動する－などは、ネットワークを作り、犯罪被害者である女性と子どもの権利を守り、さらに彼女らに法律、医療、および心理の面で援助の手を差し伸べて来た。その他多くのNGOが女性や子どものための職業教育、小規模融資制度、マーケティング・スキルなど防止機能を提供している。これらは強力なプログラムで、しっかりした意志を持つ市民たちが作ったものである。しかし、問題の大きさを考えると、これらのプログラムは十分ではない。

女性や子どもを擁護し、女性たちを差別するものを法令全書から取り除く法律を、公正で、確固として、かつ柔軟に施行することを保証する手段が被害者に必要な救いを与えるようになるには、かなりの道のりがあることは、大方了解されている。

犯罪の被害者としての女性と子ども — スリランカ展望

チャンドラ・フェルナンド

はじめに

スリランカでは、また女性や子どもをめぐる犯罪が起きたと聞かずに過ぎる日は殆どない。これはスリランカに特有の問題ではなく、どの国にとっても同様である。したがってこれは世界的な問題であり、この20世紀で過去20年前までは大きな問題として表面に浮上していなかった。これは主として、女性や子どもがその暮らしている家庭や社会で従属的な地位に置かれていることが根底にある。女性や子どもたちに与えられている従属的な地位は、長年の慣習や女性と子どもが男性に劣っていると云う伝統的な考え方ばかりではない。女性や子どもたちは能力がないと決めつけて従属的な地位に置いていることや、法律上、不平等な扱いがされていることもある。大多数の人は女性や子どもに影響することが他の人々にも影響し、社会の構成員の大きな部分が従属的地位にあるところでは、その社会が十分な発達を遂げることができないことを知らないようだ。しかしながら、女性や子どもに関わる問題への関心が高まっているため、1970年代後半に国際社会により、有意義な手段が取られ、彼女たちの地位の向上を目指している。

国連憲章前文では、男女の平等な権利が唱われているが、2、30年前までは国際的にも、地域的にも、また国内でも有効な手立てが講じられることはなかったし、犯罪被害者としての女性や子どもの問題を認識し、注意を向けることもなかった。しかしながら、国連は1975年、国際女性年を宣言し、重要な一步を踏み出した。国連総会は1975年「国際女性10年：平等、開発および平和」を宣言した。さらに、女性に関する問題を取り上げるようとの要求の高まりを受けて、1979年に国連総会は女性差別撤廃条約を採択した。これは一般に女性の権利章典として知られているのもので、1981年に施行された。それ以後、女性に対する暴力は国際社会が取り組むべき最も差し迫った問題の一つとなった。女性に対する暴力の問題は、1985年ナイロビ国際会議で再度議題となり、1993年ウィーン世界人権会議でも、さらには1995年の第4回北京女性会議でも取り上げられた。

ケニアのナイロビで開催された1985年の世界女性会議では、過去10年の歩みが検討され、将来戦略が採択され、2000年までの女性の進歩が目指された。この会議では、ジェンダーに基づく暴力の存在や女性が犯罪の被害者となる状況が認識された。1993年、ウィーン人権会議では、再

び女性に対する暴力の問題が議題に上った。ここでは、要求の高まりを背景に、女性に対する暴力撤廃に関する国際的基準の作成が論議された。

1994年3月、国連総会は女性に対する暴力撤廃宣言を採択した。この宣言は法的拘束力はないが、3つの領域で女性に対する暴力の例を認識している。家庭や地域社会における暴力、それに国家が大目に見ている例をあげ、武力紛争下のものもそれに含めている。女性の問題に関する国際条約、すなわち女性差別撤廃条約(CEDAW)や拷問およびその他の残酷、非人道的もしくは、屈辱的な処遇および処罰に関する条約(1984)がスリランカ政府により批准されている。それだけでなく、CEDAW条約に基づく女性憲章が1993年にスリランカ政府により採択され、その中で女性を暴力から護るために政府の関与が指摘されている。女性憲章は国があらゆる手段を講じて社会、職場や家庭で、また保護下にある女性、子ども、および若い人たちに対する暴力を防止しなければならない、と宣言している。かくして、スリランカ政府がこれらの条約を採択したことが弾みになって、法の制定や防止手段を取って、スリランカの女性や子どもに対する暴力と戦い、それを抑止／撲滅する動きの契機となっている。

女性に対する暴力

重大な犯罪の被害者数統計を以下に示す。

1994 重大犯罪	被害者数	
	男性	女性
1 誘拐	829	412
2 重傷害	1735	300
3 ナイフによる傷害	6607	778
4 殺人	1089	247
5 殺人未遂	369	73
6 強姦	518	
7 異常犯罪	56	14

これらの統計から、かなりの女性が重大犯罪の被害者となっていることが分かる。誘拐数合計のうち、約3分の1、重傷害事件では7分の1、ナイフによる傷害では9分の1、殺人では6分の1、殺人未遂でも同様、さらに異常犯罪では5分の1となっている。

殺人 被害者数			
1994	1995	1996	
男性	女性	男性	女性
1089	247	—	180 1176 599

1996年の殺人事件被害者のうち、3分の1以上が女性である。さらに、被害者と容疑者の関係を考えると、かなり多くが配偶者、同居人、両親、恋人、息子あるいは娘となっている。したがって、家庭内暴力が殺人に至っていることが伺い知ることができる。これらの犯罪に関わる既存法で十分に対応できる。しかし、有罪評決となるのは難しい。被害者と容疑者との関係があり、証人が進み出て証言することが多くないからである。

強姦

スリランカでは強姦は当該の女性に対する犯罪としてではなく、社会に対する犯罪と捉えられている。社会が結婚の神聖さを支えているのである。警察は強姦を重大犯罪と見なし、刑法では強姦は最長20年の懲役刑に処すことができる。刑法で定義されていた強姦は修正され、それは被害者の合意のない、また被害者の意思に反する性行為となった。力ずくの合意、あるいは酩酊や病的な精神状態の場合の合意、あるいは12才以下の場合には、このような合意は弁明にならない。

スリランカにおける強姦は以下の統計に見るとおり、増加傾向にある。

'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96
291	373	369	374	371	386	518	542	716

上の統計から判るのは、1988年には291件、1996年には716件となり、250%の増加で警察に届けられている。警察統計に100%の信頼を置くことはできない。被害者が一般に事件を知られるのを嫌がるし、社会的烙印を受けたり、家族からの重圧やさらには、警察署や法廷で直面せざるを得ない精神的な苦痛も理由となっている。強姦を罰すべき犯罪であると考えると、上記の理由から届け出率は非常に低い。したがって、強姦発生率は警察統計に現れているよりもかなり高いと思われる。

さらに、法廷に持ち込まれたケースから、検察が被害者の側に同意がなかったことを証明しなけ

ればならないので、有罪に持ち込むのはかなり難しいことが指摘されている。多くのケースで、裁判中被害者が同意したように扱われることが少なくないし、弁護側の行う被害者への名誉毀損に痛めつけられてしまう。これが一つの要因となって、強姦の被害者が名乗り出て、警察に届けることをしないし、犯罪者に対して次の手を打たない結果となっている。強姦法が修正される前は、検察は犯罪が被害者の意思に反して起きたことを証明しなければならなかつた。このため、法廷は怪我などの証拠で力ずくだったことを証明する必要があつた。したがつて、怪我などがないと、法廷は強姦者を有罪にしない傾向が見られた。さらに、事件の大部分においてスリランカの法廷は被害者の説明に独自の証拠を要求する。スリランカ証拠法は多くの人が裏付け証拠を出すことを必要としているが、法廷はこのような証拠を出すよう、主張している。

強姦の届け出数が増えたもう一つの理由は、一般の人々の間に法意識が以前より高まって來たことや、被害者に無料法律扶助を行う女性グループが見せた熱意が挙げられる。強姦の苦情を受け付ける女性警官が配置されている警察署の担当デスクで行われる被害者支援もある。刑法の最近の修正では合意の法的年齢が12才から16才に引き上げられた。これも強姦事件の届け出数の増加につながっているかも知れない。

暴行

女性に対する暴行あるいは暴力行使して彼女の名誉に侮辱を加えるのは1995年まで犯罪だつた。しかし、これは重大な犯罪とは見なされず、警察省の統計に反映されていない。暴行は罰すべき犯罪と見なされていたけれども、警察はそれを重大な犯罪と考えず、多くの場合、和解で決着してきた。起訴したのはわずかな事件だけだつた。

スリランカでは1995年まで、性的嫌がらせと呼ばれる犯罪はなかつた。このような性質の事件があつたとしても、暴行による犯罪と考えられてきた。しかし、性的嫌がらせという用語の定義は、暴行より適用範囲が広い。公共の場所での女性に対する性的嫌がらせは、例えば駅、バス停留所、職場、込み合つた環境、公共輸送機関などでのそれは、1995年以前は罰せられるべき犯罪ではなかつた。これらの事件が警察に届けられても、取るに足らない苦情として扱われた。時には暴行として扱われてきた。

家庭内暴力

これは大抵、隠された問題であり、警察が取るに足らない苦情と扱うことが多い。関係しているのが、夫と妻、子ども、あるいは近い親族だからである。暴力が暴行のように重大な性質のものとすると、警察は軽いあるいは重い傷害罪として犯罪者に対応する。警察は家庭内暴力を重大な事件とは見なさない。どんな刑罰でも家庭の崩壊につながり、子どもに悪い影響を与えるからである。性的嫌がらせを受けている女性が必ずしも警察に届け出るわけではない。生活面で夫に依存しきっているからである。このような理由から、警察は家庭内暴力を家庭内の喧嘩として扱う。

犯罪被害者としての子ども

スリランカでは親が子どもに対して権利を持ち、社会が子どもの保護に配慮するというのが広く受け入れられている考え方である。この考え方では子どもは従属的な地位に置かれるため、社会からだけでなく、家族の大人から虐待されてきた、また現にされている子どもの例が今も昔も多い。しかし、20世紀前半にスリランカでは子ども福祉政策が登場することになった。例を挙げれば、子ども・青年法令(1939)、子ども法令(1941)の採用、女性・青年・子ども雇用法(1956)などである。これらの法の制定は子どもが犯罪の被害者になることを防止するには不適切である。

売春、ポルノやその他の形態による性的虐待による子どもの搾取は従来制定されていた立法では制止できなかった。さらに、スリランカ社会が子どもの保護に关心をもっていたけれども、子どもに与えられた従属的な地位が彼らの搾取につながった。搾取と犯罪の被害者となりやすい子どもは、貧困で恵まれない家庭の子どもが多く、両親が離婚、別居していたり、あるいは父親が死亡して、母親が非嫡子を育てなければならない、あるいは両親が薬物やアルコールの依存症である場合である。

子ども売春

この犯罪は殆ど目に見えない犯罪である。スリランカの家族は結びつきが強く、性的搾取は滅多に明るみにでないからである。子どもに関する犯罪について警察がまとめた統計には最近まで、子ども売春がどれくらいの数なのか表現されていなかった。スリランカにおける少年の売春に関して1980年に行われた調査では、スリランカがフィリピンについて子どもの性の安いことが明らかになつ

た。この調査によると、1980年において商業的に搾取された少年の数が2000前後となっている。しかし、UNICEFが1991年に行った女性と子どもの実態調査は、子どもの売春が杞憂の種となつてることを明らかにした。7才から19才の少年3000人から30000人が売春に関係していると見積もられている。今まで少年による売春はスリランカでは報道されなかった。しかし、1977年の開放経済や、大方が西海岸沿いの旅行客向けホテルやリゾートの建設とともに、少年による売春が起きるようになった。スリランカが異常少年性愛の天国であることを発見した旅行客は、少年との性行為をビデオに収め、自国でそれを人に見せるようになった。これがこのような国の異常少年性愛者に弾みをつけ、大勢でスリランカを訪れるようになった。スリランカに確固たる根拠を築こうとした異常少年性愛者が採用したモドスオペランディとは、売春少年の家族が土地を買い、家、小さなホテルやゲストハウスを建てるのを援助することであり、休暇で彼らがスリランカに来た場合に、邪魔されずに自由に楽しむためである。売春少年を引きつけるために、異常少年性愛者はまた、学校長や評議員に近づき、彼らにスポーツ設備などを提供している。これで彼らは学校の後援者、博愛主義者との印象を与え、異常な性行動に身を委ねることが楽になっている。滞在地の人々から邪魔されることもない。

子どものポルノ

少年少女どちらもが虐待の被害者となっているのは、最近の現象である。今までになかったことである。1977年の経済開放後、これはスリランカにしっかりと根をおろしてしまっている。以後の政権が観光産業からできるだけ利益をあげようとしたことも理由となっている。破廉恥な観光客は貧困な家庭をお金で釣って少年少女をかり集める。彼らが撮影したブルーフィルムがスリランカから探知されることなく持ち出され、彼らの国で見せ物になっている。これが観光客をスリランカへの堕落的なセックス休日旅行に誘うのである。これに加えて、ポルノ文学が新聞スタンドなどで自由に入手できるが、顧客にしか知られていない。

子どものポルノに関する統計は過去になかった。何故なら、これは犯罪の未知の、あるいは殆ど知られていない分野だからである。しかし、いまでは儲かるビジネスと成長しているので、警察省はこの無法な活動を激しく非難していて、統計が取られている。

近親相姦はスリランカでは古代から知られていた。しかし、家族のつながりが密接だという事実があつて、表に出ることはなかった。また、それが罰せられるべき犯罪と扱われなかつたこともある。現在の法の下とは異なっている。しかし、近親相姦結婚や同棲は一般結婚法令で、カンディヤン結婚、

離婚法令およびイスラム結婚法令で禁止されている。

子ども労働

子ども労働は古代から存在している。とくに男の子にとっての慣習であり、農業や商売で父親の仕事を日常的に手伝つたのである。この時期、今日のような義務教育は存在しなかつた。家族の女の子は母親の家事を手伝い、弟妹の面倒を見た。しかし、近年になって、スリランカの経済発展や持つ者と持たざる者との不均衡の結果、親たちは子どもを下男として、非熟練労働者として仕事に就かせ、自動車修理場や小規模工場で働かせて、家計の足しにするようになった。これが子どもの搾取となっていく。子どもに払われる給料は同じ仕事をする大人と比べると安いからである。これらの子どもたちは同じ仕事の大人たちに与えられる手当はない上に、拷問、暴行や性的虐待にさらされる。とくに家事労働者ではこれが見られる。スリランカでは10万の子ども労働者がいると見積もられている。大統領の子ども虐待防止・子どもの保護特別委員会が南部の都市部の700世帯を対象に行つた最近の研究では、12世帯のうち1世帯に子ども召使いが、3世帯のうち1世帯に子ども家事労働者のいることが明らかになった。丘陵地帯の広大な農園区域ではその労働力の44%が子ども労働者である。子ども家事労働者は大抵、スリランカの専門家、中産階級に雇用されている。スリランカでは、14才以下の子どもを雇用することはできない。家事召使いの雇用主は区域の警察にその届け出をすることが法で義務つけられている。これにより、ある程度子どもの雇用に歯止めがかかっている。しかし、その施行が厳格ではないので、雇用主の多くはその召使いを警察に登録していない。1980年代以降、警察は子ども家事労働者の雇用に対して、強い態度で臨むようになり、子どもの権利や子どもが犯罪被害者にならないよう保護することに、時の政府もNGOも大きな注意を払っていない。この期間中、国際社会では多くの活動がなされている。国際社会は子どもの権利擁護に熱心で、1985年は国際子ども年とした。

1989年国連は子ども権利条約を採択したが、これは世界中で子どもの権利について今まで以上に注意と关心を喚起することになった。スリランカも子どもの権利条約を1989年に批准し、子どもの権利憲章が1992年にスリランカ政府により採択された。この憲章は国際的に受け入れた子どもの権利の基準について改めて述べたものである。だから、スリランカ政府やNGOが示した興味、関心は主として、国際社会が示した子どもの権利への関心に負っていることが理解されよう。旧法が廃止され、新法がスリランカで制定されたのは、それ以後に過ぎない。

女性と子どもを保護するための最近の法改定

1990年代初期に女性に対する暴力や、子どもの虐待や搾取が増加傾向となって、新しい法の制定や旧法の改定が相次いだ。このもう一つの理由は、スリランカ政府が女性と子どもの権利に関する国際条約を批准したことが挙げられる。さらに、1980年代に行われた女性と子どもの権利に関する国際会議やそこで論議された問題がスリランカで女性や子どもの問題に関わっているNGOに影響を与え、女性と子どもの権利の擁護に向かってNGOが政府に働きかけてきていることがある。そして、このような要因から旧刑法が1995年に改定に至った。なお、旧刑法は100年前に制定されたものである。

子どもに関するワイセツ出版物と陳列

改定法では新しい条項(286A)が加わった。この項によると、ワイセツなあるいはみだらな陳列に子どもを雇い、補助する者、このような写真あるいは映画を販売、流通、あるいは発行する者、あるいはワイセツな陳列またはショーに子どもを出させる、あるいは子どもの淫らな写真をとる、あるいはそれを補助する者、またはこのような写真あるいは刊行物を流通または見せる者、このような写真を広告する、あるいは出版する者は誰でも、2年以上10年以下の懲役に処する。またさらに、罰金も科せられることがある。子どもとは18才以下を指す。

この項はさらに1998年の法29号によりさらに改定され、猥褻なあるいはみだらな写真あるいは映画を発見した現像業者はそれを警察に通報するよう、求めるものである。事実を明かさない者には2年の懲役か、罰金を科す。

子どもに物乞いをさせるために手に入れること、違法な性交渉に従事するよう誘いこむ、また制限のある商品の販売に子どもを雇うこと。

1998年の法29号による刑法の改定によると、これらの新しい条項(288、288A、288B)が入り、子どもに物乞いをさせたり、そのために子どもを手に入れたり、性交渉のために子どもにポン引きさせたり、あるいは制限のある商品の取引をさせたりするのは犯罪となっている。この項では、子どもは18才以下で、制限のある商品とは毒物、阿片、危険薬物法令に記載されたものと同一である。

残虐行為、虐待および放置

1939年の子ども・青少年法令では、子どもへの残虐行為を取り扱う規定があった。しかしながら、この項を使用して犯罪者を警察記録につけることは滅多になかった。1995年の法令第22号による刑法の改定では、18才以下の子どもの保護者で、子どもを残酷扱い、犯罪を犯す者は誰でも、2年以上10年以下の懲役および被害者への補償金の支払いを命ぜられる。

子どもの性的搾取

刑法が改定されるまで(1995)、子どもを性的に搾取した者を罰する法律は刑法にはなかった。新しい条項360(b)によると、知つていながら子どもが性的虐待のためにある家屋にいるのを認める、形態を問わずに性的虐待に、あるいはワイセツな、みだらな陳列に加わる、子どもを取りこんで性交する、あるいは何らかの性的虐待を行い、子どもと性交渉をする相手に人を誘う、子どもとの関係を利用する、子どもに暴力を振るい脅す、子どもを手に入れる、子どもや親をお金で誘い、性的虐待のためにその子どもを手に入れる者は誰でも、5年以上20年以下の懲役に処し、併せて罰金を科せられることがある。子どもの性的搾取に関するこの条項は、今日の状況下では極めて適切である。スリランカでは観光産業が拡大し、多くの異常少年愛者がすでに法廷に引き出され、性的搾取と関連する犯罪で裁かれているからである。法廷にまだ引き出されていない者にとっても、漏れ手にアワの手段としてこの邪悪な活動に関わろうと考えている者にとっても抑止効果となるであろう。

子どもを含む人身売買

今まで子ども人身売買が問題になると思われていなかった。時折、この活動は出版界のメディアでは明るみに出されていたが、外国人観光客がスリランカに入って来ると、子どものいない夫婦はいろいろな手段を用いてお金で養子縁組をする子どもを手に入れていた。

- 1 親の同意なしで子ども入手し、偽造書類で子どもをスリランカから連れ出す。
- 2 男女に子どもを生むために性交させ、妊娠した母親からまだ生まれていない赤ちゃんを養子にする宣誓書を手に入れる。
- 3 病院やその他の機関から子どもをお金で手に入る。

現在ではこれらはいずれも処罰される犯罪となっていて、2年以上20年以下の懲役刑に処せられ、さらに罰金を科せられることもある。18才以下の子どもに対する犯罪では、刑罰はもっと重くなり、

5年以上20年以下の懲役となる。

強姦

強姦は100年以上前に刑法で制定されて以来、犯罪となっている。しかし、刑法が改正になるまで、強姦に関する以前の条項に含まれていた規定は女性の意思に反して、その同意を得ずに彼女と性交をすること、と述べられていた。その意思に反して、という語は何らかの力が彼女に行使されたことを意味すると解釈されていた。だから、体に怪我など力の行使を証明する証拠がないと、裁判所では被告をあえて有罪にすることがなかった。これが検察のぶつかった大きな問題であった。

さらに、多くの場合、法廷は証拠法にその旨の規定がないにも拘わらず、被害者の証拠に独自の裏付けを要求した。1995年の刑法改定によると、前の363項は廃止され、その意思に反して、という語は条文からはずされた。したがって、以前の条項では見られた強姦証明の困難さはなくなつた。

刑法改正前には制定法上の強姦というものがあり、年齢制限は12才以下であった。改正ではそれが16才に引き上げられた。

刑法の以前の条項では、強姦に対する処罰は20年以下の懲役であった。このため、法廷には刑期に関して自由裁量があった。したがって、被告に2年以下の懲役と最長5年の執行猶予を言い渡していた。そのために、強姦で有罪になった者は社会に復帰した。改正では最低7年の懲役となつた。それゆえ、法廷は強姦の加害者を執行猶予にする裁量権は持てなくなった。さらに、改正では保護者による強姦の罰は重くなり、被害者が16才以下の子どもの場合には、15年以上20年以下の懲役となつた。それだけでなく、被害者に補償金支払いの命令の下されることもあるようになつた。

保護者による強姦、妊娠中あるいは18才以下、あるいは心身に障害があると知っている女性に対する強姦、あるいは集団による強姦を犯した者は、10年以上20年以下の懲役に処せられる。

性的嫌がらせ

刑法345項では女性の名誉を踏みにじる犯罪を扱うが、改正された条項では、適用範囲が広くなり、性的嫌がらせが犯罪とされるようになった。この条項で犯罪とされるのは、職場その他の場所で

地位などの上の者が、相手が嫌がるのに言葉や行動で性的に迫ることである。これはジェンダーに中立である。この条項のおかげで、女性や子どもが性的に悩まされたり、嫌がらせを受けることなく、日々の仕事ができるようになっている。より広い領域をカバーし、抑止力として役立つ。

上述の法改正とは別に、いくつか重要な改正が刑法でなされ、女性や子どもが犯罪の被害者になるのを防いでいる。結婚法令では犯罪であるが、近親相姦自体は罰すべき犯罪となっていない。刑法364(a)項では犯罪となった。さらに、性的な事柄や重大な性的虐待に関する内容を公表することも犯罪となった。その他の改正はいずれも1978年司法権法第2号の改正となっている。制定法上の強姦の場合、簡易裁判は免れない。さらに、1979年刑事訴訟法15号は改正になり、子ども虐待で逮捕状なしで逮捕された者はいずれも、調査のため3日以内は警察に拘留できる。この改正の前は、警察が拘留できたのは24時間だけであった。この改正は警察により十分な調査をする機会を与えるだけでなく、加害者に対する抑止力ともなっている。刑法や他の法の改正を考えると、刑罰を厳しくすることで、抑止の度合いが強まってきているのが見て取れよう。つい最近のこと、異常少年愛者であることが分かった数名の外国人が起訴された。このニュースは海外のゲイ団体や異常少年愛者団体に伝わり、スバルタクス誌やゲイ・ガイド95/96(24版:エル・ブルーノ・ミュンダー出版)で取り上げられた。内容は以下のように、スリランカを訪れる、このような性癖の持ち主に注意を促すものとなっている。

「年齢に関係なく、男性同士の同性愛行為は刑法の365および365a項で禁止されている。違反は10年までの懲役刑である。最近まで施行されることは滅多になかったが、現在ではこの法は、頻繁に適用され、有罪者数が急増している。これは攻撃的なセックスを求める西欧のゲイや異性愛者が原因である。」これはまた、この卑しむべき活動に従事している地元の人々へも警告となった。

警察の女性・子どもデスク

最近になってようやく、警察は女性と子どもを他と別に扱い始めた。過去、年齢やジェンダーに関係なくすべての苦情は警察で同じように扱われていた。しかし、犯罪の被害者たる女性と子どもを扱う考えに変化が生じたために、スリランカの警察本部は1979年コロンボ市に女性・子ども局を設立した。女性警官がこの局に配置され、女性や子どもからの苦情を扱うようになった。局の機能は必要に応じて女性や子どもにガイダンスや保護を与えたり、関連部局やNGOにケースを照会して、救援を行うことである。さらに、この部局に届けられた犯罪ケースはいずれも調査され、行動が取られている。

1993年、女性問題省は警察本部を説得して、警察に女性・子ども担当デスクを設置した。女性警官だけが配置されているこのようなデスクがいまでは33あり、彼女たちは女性や子どもの犯罪被害者を扱う／処遇するのに、特別研修を受ける。これらの部局は大変首尾良く機能していて、現在行われているサービスの役に立つし、それを高めることになる統計も取っている。

女性と子どもが犯罪の被害者にならないよう擁護するための役割をはたすこと

1970年まで、女性と子どもが犯罪の被害者にならないように彼女らの保護に関心を持っていたNGOや女性組織はスリランカでは僅かであった。これらの組織数が増えたのは1980年以後に過ぎず、これ以降、女性と子どもの幸福、権利のためにより鋭い関心が示されるようになった。世界会議に参加し、女性組織の結成を奨励した。1987年に立ち上げた「ウーマン・イン・ニード」のようなNGOは女性虐待に関する問題に取り組み、他方、1986年にできた「女性開発センター」は強姦の被害者や家庭内暴力の被害者のような問題に取り組んだ。1992年設立のファミリー・サービスセンターは犯罪の被害者の女性にサービスを行っている。これらはほんの一例に過ぎず、対女性・子ども暴力の防止に関心が寄せられている。さらに、スリランカ弁護士会、サポートダヤ運動、スリランカ女性弁護士協会、女性の声、女性開発センター、さらにウーマン・イン・ニードでは、犯罪の被害者である女性や子どもに無料法律扶助を行っている。その上、女性調査センター(CENWOR)、女性教育・調査センター(WERC)、イスラム女性調査・行動フォーラム(MWRAF)のようないくつかの女性組織が対女性・子どもに関する女性の問題の調査を行い、彼女らに自分の権利について意識覚醒を図っている。これらの組織ではまた、女性と子どもの問題についても調査を実施し、調査結果は社会、行政担当者などの利用に供されていて、女性と子どもの権利についてよりよい方向で態度の変化が生まれている。

犯罪被害者としての女性と子ども

クロノックス・マネク法務官

謝辞

この機会を借りて深甚なる感謝を記録に留めさせていただくとともに、ACPFおよびACPFインド支部の皆様にこの美しい国にお招きいただき、今回の世界会議に参加することができたこと、有り難くお礼申し上げたいと思います。

また、パプアニューギニア大学法学部のローレンス・カリノー氏にもお世話になり、お礼申し上げます。本書の一般法律施行の中で触れた女性と子どもの領域に関して、同氏の最近の研究から引用を認めていただきました。

序

法と秩序はパプアニューギニア(PNG)にとって影響の大きな問題の一つである。パプアニューギニアが古い伝統的な暮らし方から今の現代的な暮らし方の過渡期にあること、また政府機関も家庭もこの過渡期にうまく備え、適応するのを怠ってきたことが主な理由である。

犯罪の影響はかなり大きく、多くの死者、けが、財産の窃盗とその損害、政府や企業の営業への妨害、情緒的外傷と依然続いている。このような犯罪環境の中で暮らしているのが極めて傷を負いやすいグループ、すなわち女性と子どもである。

ここではPNGが置かれている現在の状況、実際にどのような困難に遭遇しているのか、また、どのような改革が考えられるのか、それについて論じていくことにする。

現況

PNG憲法はその前文において、十分な人間の発達を目指す社会の基礎単位としての家族を強化すること、すべての子どもが求められ、大事にされることを保証すること、これらを国家目標と国家

の方向の原則にとって第一の目標であると宣言している。

この傷つきやすい集団に関するもう一つの認識は、太平洋人権宣言草案第18条Aに見られるが、以下の規定とその内容である。

「各人は女性に対するあらゆる差別の撤廃に尽力し、国際宣言と条約に規定されているように女性、子どもおよび青少年とその権利の保護を行うものとする。」

「これら国際宣言および条約の一つで、女性にとって大きな意味を有するのが国連女性差別撤廃条約(CEDAW-1979)である。PNGはバヌアツ、クックアイランド、西サモア、NIAおよびフィジー(確実ではない)などその他太平洋の島国とともに、この条約を批准している。」

この条約の第2条では直接、間接に女性を差別している国内法、成文法、慣習法の改正を求めている。

さらに16条では、家族や家族法との関係で女性の地位の改善を規定している。

このような展開から見て、PNGはジェンダーの不平等から来る不均衡に法的に取り組み、女性と子ども(社会における傷つきやすい集団として)を尊重と威厳をもって取り扱う義務を国際的にも国内的にも果たさなければならない。

このような表現や認識にも拘わらず、また女性と子どもに卓越さが認められているにも拘わらず、憲法、関連の国際および国内立法の下で、内外で犯罪は決まったように彼女らに生じていることに変わりはない。

(家庭の外で)

殺人、盗難、強姦、暴行とテレビで見たり、ラジオで聴いたり、ニュースメディアで読んだりするのはしょっちゅうである。多くは被害者が女性か子どもである。

犯罪に関連する暴力は大抵、孤立した場所、夜間に起きるし、加害者がアルコールやマリファナのような薬物に依存している時はいつでも起こる。女性や子どもは全く思いもかけないときに被害者になる。

この種の犯罪は社会がもう耐えられない段階に達し、女性指導者のリードを受けて、1991年、政府に死刑再導入の請願がなされ、強姦犯人の去勢を含むより厳しい刑罰を犯罪者に要求した。

政府は故意殺人には死刑を再導入し、暴力犯罪にはより厳しい罰を科すよう法廷に要求した。

同じように、裁判所はこの傷つきやすい集団の叫びに留意して、犯罪となる暴力に対する判決がそれぞれの事件の状況に応じて厳しくなる旨、警告を発した。

遡ると、故意殺人の二つの事件では死刑判決が下されたが、処刑は行われていない。

最初の死刑判決事件は1995年に起こった。被害者は強姦され、被害者の親が被害者である娘を捜しに行き、加害者に撃たれ、殺された。この事件は有罪判決に対して最高裁に上告し、囚人は再審の結果、無罪放免となった。

次の死刑判決は、隣村の二人の男性を殺害した復讐に、その殺された男性の村人がある母親を殺害した事件に絡んでいた。殺された母親は何の関係もなかった。

事件は3人の有罪者が最高裁に上告されが、その上告は取り上げられて裁判所の判決を待っている段階である。

(家庭の中で)

外部からの侵入者は別として、家の中で起きた犯罪は外部の者が起こしたものではないので、犯罪の状況を知るのは困難である。

女性と子どもに対するこの種の犯罪は、女性と無邪気な子どもに対する保護者、後見人への信頼の完全な裏切りから起こる。近親相姦、男色、不法な性行為のような犯罪は家庭内で起きている。被害者は大抵、暴行を受ける、家から出される、学校に行かせてもらえないことを恐れて事件を届けなかつたり、そうしないように脅かされたり、あるいは単に恥ずかしくて届け出できない。

唯一、このような事件が明るみにでるのは、(女の)子どもが結果的に妊娠したり、体の機能が具合が悪い、困難があると病院に行ったり、加害者が被害者の動きを厳しくずっとコントロールしていることが判明した時である。問題が結果的に分かっても、事態を救うには遅すぎることがあまりにも

多い。

家で起こされるもう一つの犯罪形態は、家庭内暴力である。家庭内暴力とは、結婚した二人の間の肉体的暴力と定義される。法律婚か内縁関係かは問わない。

1982年、PNG政府は法改革委員会に命じて国内の家庭内暴力について調査、報告させた。

委員会では広範な調査や相談を全国で行い、家庭内暴力が複雑な社会問題であり、今も変わらず、被害者だけでなく、家族、地域社会、ひいては社会全体に有害な影響を与えるものであることを確認した。したがって、多くの人が認めているように、これは家庭の個人的な問題ではなく、社会的な問題であったし、現にそうなのである。

家庭内暴力の問題は広がっており、国内の地方によっては、ある程度、正常だと受けとめられていたり、あるいは受けとめられているところもあることが判っている。それは花嫁の値段が夫に妻を暴行する正当な権利があるように見られるからである。

しかしながら、PNG憲法付帯条項2. 1ではとくに慣習が既存の制定法と両立しない、あるいはより広いPNG社会の規範や価値と相容れない、矛盾すると考えられる場合には、慣習を法として認めることはできないと明記している。

ケースがいくつか最高裁まで進み、そこで審議されてこれらの慣習の中には、憲法を含む既存法と矛盾していて受け入れられないものが出てきた。あるいは国全体から見て、受け入れることのできない規範、価値であることが判明した。

この点について、1982年国家対ネリウス(届け出なし)N397という事件に関して、亡くなった最高裁長官は、ENBP(PNG)のベイリング共同体の慣習が受け入れられない、と申し渡した。すなわち、ある強姦事件で、加害者(ベイリングの男2人)は慣習について弁明し、自分たちの慣習では被害者の家族の男たちが先に犯した強姦に対して報復のために被害者を強姦できると述べた(すなわち、報復強姦の慣習)。

故最高裁長官はなぜ、慣習を認めないか次のような言葉で述べた。

「たとえこれがベイリングの人々の慣習だとしても、PNG憲法の命令とは相容れない。女性／少女は男たちが意のままに扱う物でも、奴隸でもない。AがBの妹を強姦したら、BはAの妹を強姦で

きる、というような慣習は、裁判所の認めるところではない。われわれの憲法では、PNGでは男女平等である。男たちは彼女たちをそのように、すなわち平等に扱わなければならない」。

1987年に公刊された家庭内暴力に関する委員会の中間報告は広く流布しているし、好意的に迎えられたもので、1992年に出された最終レポートの先駆けとなり、歓迎された。

最終報告書の中で、委員会はいくつかの勧告を出している。

直面する困難

女性や子どもが犯罪の被害者になると、彼女らはとてつもないストレス、心配、不安、半信半疑、恐れ、危険という厳しい過程に放り込まれる。

女性や子どもが自分たちを襲った犯罪や加害者を明らかにするかどうか、これを決めるのが難しい。難しいのは馬鹿にされるのでは、信じてはもらえないのでは、あざけられるのでは、烙印を押されるのでは、という感覚や不安に根ざしている(とくに事件が性的な性格の場合)。被害者の社会復帰のための組織もないし、証人を保護するプログラムもない。

犯罪やその加害を届けようとする人は誰でも、警察から下級裁判所へ、ついには上級裁判所と公式な法廷の過程を経るには強くなくてはならない。

すべてではないとしても、多くはこのような過程を経るのは初めてである。彼女らがこの過程で出会う人々や環境は、新しい惑星を訪ねるようなものだ。使う言葉、着る衣服、お辞儀をする開廷の儀式、聖書に宣誓する、自分の見聞したことだけを話し、うわさを話さないことなど、まるっきり初めてである。

これらの困難さの例について以下のケースの議論を見てみよう。

最近、12才の女性強姦被害者が法廷で加害者を立証できなかった。事件は訴訟取り下げとなり、検察は起訴しないことに決めた。被害者からどうして証拠を引き出すことができなかつたのか、それは彼女がただ話すことができなかつたからである。メディアでは人々の激しい抗議の声を張り上げた。被害者が法廷手続きを適切に踏めず、被告はそれで訴追を逃れたからである。結局2週間後、この事件は検察で扱うことになった。

刑法改革の提案と女性に影響する証拠法

犯罪被害者として女性が直面する、上記のような困難があるため、また委員会や類似の機関が出した勧告を受けて、現在、刑法と女性に影響する証拠法の領域で作業が行われている。これらの領域は強姦、近親相姦に関する法や、比較証拠の規則の改革が含まれ、国会に上程される予定である。

1 強姦に関する法律の改革

この課題については二つの改革領域がある。まず最初に、刑法347項の強姦に関する規定については、次のように改正することが意図されている。つまり、

「自分の妻ではない女性あるいは少女と、1) 彼女の同意なしに、2) もし合意があるなら、合意を得て、3) 脅迫あるいは威嚇によって、あるいは4) なになにによって、強姦の定義のなかで、夫婦間の強姦を認めるようにするために、「自分の妻でない」を取り消すことによってである。

第2に、悪質な強姦および悪質な強姦未遂罪の新設である。悪質な強姦とは輪姦や武器を使用しての強姦が対象となる。武器には本物であれ、模造であれ、火器を含む。

法案作成委員会は悪質な強姦に対しては仮釈放のない終身刑を主張した。

2 近親相姦

近親相姦に関する法、すなわち刑法223項(男性による近親相姦)および224(女性による近親相姦)は直系以外の者、例えば養父母、義父母、養子、継子を対象とし、それらを含むよう、修正する。

3 法的行為資格と男女同一制に関する証拠規則

立証する前に配偶者の同意を必要とする証拠規則は廃止し、配偶者が法的行為資格を持ち、かつ男女同一制による証人になることできるようにしなければならない。

子どもに関する法的展開

犯罪および刑法の領域で、子どもを対象とする特定の規定がPNC刑法には設けられている。いくつかを下に記す。

211項 14才以下の少年に対するワイセツ行為

213項 12才以下の少女に対する暴行陵辱

- 215項 10才以下の少女に対する虐待未遂
 - 216項 16才以下の少女および魯鈍者に対する暴行陵辱
 - 217項 16才以下の少女に対する猥褻行為
 - 220項 18才以下の少女に対する性行為目的の誘拐
 - 221項 売春宿で暴行陵辱するための不法監禁
 - 222項 暴行陵辱謀議
 - 224項 成人女による近親相姦
- これらの条項に対する違反申し立ては通常の司法過程を経る。

子どもに影響する法の改革案

1997年8月、子どもの虐待に関心をもつ個人のグループがモレスビー(PNGの首都)での作業部会のために集まった。子どもに関する既存法が時代遅れで、世界の傾向や社会の期待にそぐわないことが確認された。

この作業部会から、国で最初の子ども性的虐待、異常少年愛、子ども性観光会議を組織する委員会が生まれた。1998年のことで、世論の喚起が目的であった。この会議はまた、子どもに関する立法を即刻見直す必要性のあることを確認した。この会議の結果、子どもの搾取に反対する人々—PNG(PACE-PNG)が設立された。

PACE-PNGは以下を活動目的としている。

- 一子どもの虐待や搾取と結びつく問題について、一般の関心を呼び覚ますのが狙いとなっている教育プログラムを開発すること。
- 一子どもの搾取と虐待を防止するのが狙いである既存のプログラムを支援すること。
- 一子どもの搾取や虐待事故に関する統計を取ること。
- 一さらに、虐待や搾取から子どもを守るために、既存の立法の改正を目指す。
- 一同様の関心を持つ他の組織と連携する。性的暴行の被害者に役立てるために、性的暴行子ども虐待カウンセリング・クリニックを建て、それを運営する。

結論

犯罪の犠牲者となる女性や子どもの問題について、PNGがそれを取り上げたり、直していくのに容易な道はない。これが国際的問題であるけれども、それは文化・教育に根ざし、古い伝統的な生

活様式から、新しい現代的なそれへの急激な過渡期に根ざしている。PNGの誰もが調整をして今日の挑戦を受け入れ、平和で親身な世話の見られる環境を実現しなければならない。

政府機関だけでなく、NGOも女性や子どもの領域で今も彼女らの権利や自由の侵害に取り組む、さまざまな努力がなされ、権利や自由を法の下で享受できるよう、奨励されなければならない。

これを実現し、平和で繁栄する社会を作る努力においては、互いの尊重の感覚を家庭で、学校で、諸組織で教え、どんな人にも実践されてしかるべきである。年長者の指導下で、よりよい未来のために、若い世代が見る、従う、適応するようにしなければならない。



東南アジア(ASEAN)における女性と子どもの人身売買との闘い

S・プシュパナタン ASEAN事務局副事務局長

背景

1980年代以降、東南アジア連合は地域の開発および進歩に女性を取り込むことに高い優先性を置いてきた。地域における女性の地位を高め、彼女らのニーズや強い要望に応える地域協力を進めようとASEAN外相は、1988年7月にバンコクにおいて、ASEAN地域における女性の進歩宣言に署名した。この宣言ではとくに国内、地域および国際レベルで政治、経済、社会および文化生活のあらゆる分野で、さまざまなレベルで女性の平等かつ効果的な参加を促し、実施することを求めていた。

社会福祉担当のASEAN大臣は1993年、ASEAN子どものための行動計画を採択した。計画では子どもの虐待、放置、搾取、さらには売春、労働、ストリートチルドレン、遺棄児、人身売買の問題、また子どもの保護における特有の問題を取り上げる必要に概括した。

ASEAN国家元首・首相はサミット会議で女性と子どもの保護を訴えた。1995年12月開催の第5回ASEANサミット会議では、社会のあらゆる分野、レベルで女性の平等かつ効果的な参加を保証するその必要性を再び取り上げた。1997年12月の第2回非公式ASEANサミット会議では、女性と子どもの人身売買を含む多国籍犯罪と戦う確固たる、強い手段を講ずるよう、ASEAN諸国に要請した。また、会議ではASEANビジョン2020が採択され、それには女性と子どもの人身売買やその他の多国籍犯罪を含む、地域特有の問題に地域で対応する協力手段や行動について合意されたルールを進めることが狙いとされた。1998年12月に開催の第6回ASEANサミット会議ではハノイ行動プラン(HPA)を採択したが、これはASEANビジョン2020を実施に移す一連の行動プランの魁となった。このプランでは子どものためのASEAN行動プランの実施、さらに女性と子どもの人身売買や暴力犯罪と闘うためにASEANの協力強化を強調した。

ASEAN外相会議ではASEAN経済および社会開発に対する多国籍犯罪の悪影響を認識して、再度、ASEAN年次国家元首・首相会議(AMM)の呼びかけを取り上げた。1997年7月の第30回AMMでは、外相たちはテロ、人身売買、不法麻薬取引、武器および海賊との闘いを含む多国

籍問題に取り組む協力体制を維持する、その必要性を強調した。1999年7月に開催された最近の第32回AMMでは、外相たちが緊急の要として、国際社会の援助を背景に、女性と子どもの人身売買を含む多国籍犯罪と闘うASEANの地域能力を強化する必要を強く打ち出した。

女性と子どもの人身売買と闘うASEAN機関

ASEANの3つの機関が女性と子どもの人身売買に対する活動やその主導に関わっている。ASEAN多国籍犯罪担当大臣会議(AMMTC)、ASEAN警察長官会議(ASEANNAPOL)およびASEAN女性小委員会(ASW)である。

AMMTCは1997年12月に設立された。隔年で会議が開かれ、多国籍犯罪に関してASEAN機関が行った仕事を検討し、このような犯罪と闘うための地域連携のあり方や、進め方を決定している。これを助けているのが、少なくとも年1回開催される多国籍犯罪高官会議である。

ASEANNAPOLは毎年会合を持ち、多国籍犯罪に備えた協力についてそのあり方、犯罪防止、協力の実際を取り上げている。また、情報の交換、相互訪問、研修と調査の連携、定期会合の開催など、地域の警察の協力を積極的に奨励している。

ASEAN社会開発委員会は1976年にASEAN女性小委員会(ASW)を設置した。狙いは政治的、経済的および社会的生活のあらゆる分野、さまざまなレベルで女性の効果的な参加のための活動を促し、かつ実現することに置かれている。

女性と子どもの人身売買に対抗する地域の試み

1999年12月23日に開催されたAMMTC年次会合で、ASEAN多国籍犯罪宣言が採択された。この宣言ではより大きな地域の連携により、また国際協力を作りながら、総合的なアプローチから多国籍犯罪と闘うというASEANの決意が強調された。

1999年7月の第2回AMMTCではASEAN多国籍犯罪撲滅行動計画が採択された。この計画では女性と子どもの人身売買を含む多国籍犯罪と闘うASEAN諸国の努力を国内、2国間レベルから地域まで拡大するためのメカニズムや活動を定めている。また、それに応じて拡大される任務にあたる地域の能力や関与をどのように高め、強化していくかについても、定められている。これにより、多国籍犯罪に対する一貫した地域戦略が実行に移されることになり、また中心的なプログラムの活動として、情報交換、法的な、また法律施行をめぐる問題での協力、制度の能力の構築、研修

と地域外協力が含まれることになった。特別作業グループ会合が召集され、このプランの具体的プログラムの開発および最終まとめを行うことになる。

ASEAN多国籍犯罪撲滅センター(ACTC)の設立についても、第2回AMMTCにおいて原則的な合意を見た。このACTCは多国籍犯罪に対抗する、ASEANのもう一つの地域における試みでデータ資源の共有化の促進、提案された行動計画にその外力の出ているプログラム活動の実施の支援、さらにはASEAN各国の国内立法、規制手段や法体系についての情報の受け皿たることが狙いとされている。また、ACTCに徹底した多国籍犯罪活動の分析を行い、これら凶悪犯罪活動と戦うために適切な地域戦略を勧告する調査能力を持たせることも目指されている。センターの設立により、女性と子どもの人身売買と戦うASEANの努力がさらに強化されることになる。

女性と子どもの人身売買の問題もまた、ASEANAPOLの年次会議で論議されるが、既存の二国間協定を通して犯罪との闘いにおける警察の協力を高めるのが狙いである。また、独自のデータベースを作成し、ASEAN各国が迅速、安全かつ信頼できる方法で多国籍犯罪情報を交換でき、またINTERPOL総務事務局のコンピュータシステムにアクセスする方法も提供する。

ASEANは女性に力をさせ、社会のあらゆる分野、水準で彼女の参加を保証することにより、女性の人身売買の供給側を抑えるために積極的に追及努力をしている。

ASWプランはASEAN地域における、女性の進歩宣言の実施状況をモニターする重要な役割を果たすもので、1996年にASEANにおける女性の進歩に関する報告書を公刊した。また、2000年に第二次報告書を発刊する予定である。家庭における女性に対する暴力を取り上げる活動を展開し、積極的な政策環境を創造し、家庭で女性や子どもに対してなされる暴力減少をはかる手段を開発するのが目的である。1999年9月に開催された第18回ASW会議では、女性の人身売買に取り組むプロジェクト提案が地域における現行の努力を考慮しなければならない。

ASWのもうひとつのイニシアティブは、UNDPおよびCIDAをスポンサーとするASEAN女性の技量研修ネットワークのプロジェクトであった。このプロジェクトでは、ASEANにおける女性に有益で、食べて行くことのできる技量を彼女に与えることに努めて来た。経済的な必要性や貧困が女性人身売買の存在する主たる要因であるので、社会における女性の役割に関する一般大衆の教育や技量研修を施すことにより、女性に代替の経済機会を与え、その強い要望に応えることが可能になり、犯罪を減らすことになるだろう。

ASEANはまた、ASEANにおける子どもの商業的性搾取との闘いにもイニシアティブを取り、 ASEAN各国やその他の国との間で協力の対象となる区域を確認し、子どもの商業的性搾取、ポルノグラフィーおよび人身売買から保護するためのASEAN行動プランを開発するのが狙いとなって いる。

さまざまな政府内機関やNGOは、ASEAN各国の政府がこれらの犯罪と闘うその手伝いをし、また、このような犯罪の被害者の援助を行う上で大きな役割を果たしている。UNIFEMと国連人身売買作業グループはメコン小地域で連携して女性と子どもの人身売買との闘いの準備の支援に当たっている。

ASEAN事務局はASEANの女性と子どもの人身売買に対する闘いでは積極的に調整役を果たしてきていて、家庭内暴力にも同じように対応している。現在は以下を行っている。

- a UNIFEMおよびUNICEFの技術援助を得て、女性と子どもの保護と、ASEAN各国の国内の優先扱いに応じて、国連女性差別撤廃条約(CEDAW)および国連子どもの権利条約(CRC)の履行を保証するために作業計画を開発している。
- b UNICEFと協同して、ASEANにおける子どもの1995年の研究を最新のものにしている。この最新研究では、ASEAN各国におけるCRCの履行を検討しているが、また将来の連携にも備えて、刊行されることになっている。
- c UNIFRMおよびUNICEFとの作業計画を開発し、女性と子どもに関する優先領域と取り組む、その可能性を探っている。
- d ASEAN事務局はASZと調整をはかりつつ、地域プロジェクトを開発し、女性の人身売買に取り組んでいる。

将来の方向性

ビジョン2020を達成する中期プランにより、ASEANではその優先事項の一つとして、女性と子どもの人身売買に対する戦いを確認した。この中期プランでは、以下に取り組むことで、このような犯罪と闘うASEANの連携を強化することを求めている。

- a 2000年までに人身売買および商業的性搾取から子どもを保護するためにASEAN活動プランを開発する。
- b 法施行および社会福祉機関の地域ネットワークを設立し、女性と子どもの人身売買を抑止し、情報の交換および女性と子どもの保護に関する立法の最善のあり方を共有する地域メカニズムを構築する。

- c 子どもの権利条約の履行に関する経験を共有し、子どもと女性の虐待、子どもの労働と人身売買、子どもの遺棄、さらに家庭内暴力に対処するための効果的な戦略を調査研究する。
- d ASEAN各国によるASEAN女性の進歩宣言の実施進捗状況を監視するために、引き続き報告書を刊行する。

ASEANは多国籍犯罪と闘うASEAN活動計画や家庭における対女性暴力および子どもの商業的性搾取に取り組むプロジェクトを実施するための作業プログラムの開発に役立つ支援、援助を歓迎する。ASEANはまた、女性と子どもに関する優先順位に取り組む地域作業計画をまとめることについても、連携および支援を歓迎する。

結論

ASEANは積極的な努力により、増加傾向にある女性と子どもの人身売買と闘うために、国内および地域レベルでさまざまな政策およびイニシアティブを追求する。これには女性と子どもに関する適切な行動計画、作業プログラム、さらにプロジェクトをまとめることも含まれる。AMMTCは地域協力を通じて、犯罪を抑止する政策および手段を追求していくし、他方ASEANAPOLは引き続き、犯罪との取り組みに際して情報と知性の交換を通して警察の協力を強化する。ACTCはASEANの様々な努力を支え、地域の活動の展開を援助し、かつ女性と子どもの人身売買を抑止するためにASEANの法施行機関の援助を行う。ASWおよびASEAN事務局は効果的な一般大衆の教育および一般の人々の意識を高めることを通して、女性と子どもの人身売買における供給側の原因を減らすために働き続ける。また、女性の地位の向上を図り、女性に力を与えて国内、地域および国際レベルで社会の政治的、経済的、社会的、文化的生活の全分野、さまざまなレベルでの女性の効果的な参加を保証することに努力を傾注するものである。

ASEANは女性と子どもの人身売買が国内政府だけでは解決できないこと、ASEAN諸国、対話相手、国際社会が密接に連携して、この犯罪と闘わなければならないことを認識した。ASEANは地域および国際連携を引き続き追求し、この犯罪と闘う世界的な努力に貢献するものである。

ケニア

ケニアにおける犯罪の被害者としての女性と子どもの状況

ケニアでは犯罪の被害者としての女性と子どもというテーマは、女性に対する家庭内暴力、少女に対する強姦と暴力というテーマで論議されている。将来を見通した、女性の進歩のための1985年戦略では、ジェンダーに関わる暴力を増大する問題として認識し、各国政府が女性の尊厳を積極的に認め、シェルターの確保、法的その他の支援を通してこのような暴力の被害者に対する支援の形態を作る、あるいは強化するために、なお一層努力することを求めた。女性や子どもが被害者になる暴力の形態には、女性に対する暴力撤廃宣言第2条に記載のものが含まれている。すなわち、家庭で起こる肉体的、性的、心理的暴力であり、家庭における女性や子どもの性的虐待、新婦の持参金に関連した暴力、夫による強姦、女性器の切除、その他の女性を害する伝統的な慣行も含まれる。結婚前の暴力、搾取に関する暴力、一般社会で起きる肉体的、性的、心理的暴力、職場、学校その他の場所での脅し、性的嫌がらせ、性的虐待、強姦、さらには女性の人身売買、場所の如何を問わず国家が犯す、あるいは大目にみられる肉体的、性的、心理的暴力が含まれる。

関連の有害で、かつ伝統的な慣行には地域社会における妻への殴打が含まれる。ケニアでは、その他女性、とくに若い少女が被害者にされる暴力形態には、強姦による妊娠、強制妊娠中絶、断種、また強制結婚、その他召使いとして監禁、性的サービス、人身売買による女性を奴隸化して、本来の生殖機能に対して暴力をふるうことが含まれる。

子どもに対する家庭内暴力には、肉体的、心理的だけでなく性的な暴力も含まれるし、直接、間接に犠牲者とされるものである。

子どもの虐待、あるいは肉体的暴力

両親あるいは保護者による残虐行為、打撻、あるいは攻撃、切除、強制結婚に至る厳罰を含む。

性的暴力

他人による強姦、近い親族による近親相姦、あるいは青少年の場合には男色を含む。

心理的暴力

両親の喧嘩、両親のアルコール中毒、両親あるいは保護者の世話、愛情不足、離婚により子どもが経験する。

両親あるいは一方の親が犯罪の被害者であり、かつ／あるいは犯罪の結果として子どもが被害者となる例

一殺人 一両親あるいは片親が殺された場合。

一投獄 一両親あるいは片親が有罪宣告を受け、留置刑に処せられた場合。

一強制失踪一誘拐、大量逮捕、一時あるいは永久的に。

一強姦一自分の母親が強姦されたことを知る子ども。その結果、非常な精神的衝撃が与えられる。

一近親相姦から生まれた子ども

一結婚拒絶から生まれた子ども

その他の被害形態

a) 強制労働一子どもの就労率が高くなっているが、失業の増大が原因。1993年段階で10～18歳の子ども300万人が子ども労働として雇用されていて、その大部分が学校からドロップアウトしている。

b) 貧困一1997年、ケニアの家族の46%前後は貧困ライン以下の生活をしていた。子ども労働の増える一因となっている。

c) 放置あるいは孤児化一両親あるいは保護者により、あるいはそのいずれかの死により子どもが遺棄された場合。最近、マスメディアでは養育不能な両親に遺棄されたケースを特集している。

問題に対する政府の反応

最近、ケニア政府、とくに司法組織は犯罪の被害者として女性と子どもに影響する問題に取り組み始めた。今年早々、Z. R. チェソニ裁判長は女性に対する家庭内暴力、少女に対する強姦や暴力に関する犯罪を巡るセミナーでは、社会が犯罪の女性被害者をどう見ているか、それについて関心を呼びかけた。彼は犯罪の中では何よりも強姦あるいはその他の性的犯罪の訴追がケニアでは全くないと言わないまでも、まだかなり困難である、と述べた。社会は被害者が彼女らに対する強姦に責任があると信じている。法廷は社会の同じ部分である男性が担当している。警察や法廷組織は

このような態度を通して、さらに被害者にあたる。法廷が対処すべき最もやっかいな問題は、合意と確証という法的問題である。立証の程度が高すぎて、大抵の事件では検察が敗訴してしまう。被害者は心理的な傷を負って帰宅し、多くの不正義が彼女らに対して行われることになる。このような被害者を支援するために設けられたユニットあるいはプログラムはないのである。

さらに悪いことには、強姦被害者がこのような暴力犯罪を報告するのを阻む法律がいくつか見られることがある。証拠法163項(1)(d)では弁護側が強姦被害者の性的歴史を法廷に持ち出すことができる。これはきわめて不公平であり、強姦事件を報告しようとする大抵の被害者を思いどまらせてしまう。裁判長はこの法律部分の破棄を要求したが、まだそうされていない。

ケニアの刑法では家庭内暴力罪はない。それ故に裁判長はさらに、刑法を修正して、家庭内暴力罪を創設すべきであると勧告した。彼はまた、家庭内暴力が以下のいずれに対し犯された虐待を指す、と述べている。

- (a) 配偶者あるいは前配偶者
- (b) 同居人あるいは前同居人(すなわち、被害者宅にいつも居住している者)
- (c) 被害者がデートしている、あるいはしていた、あるいは婚約関係にある、あるいはあった者。
- (d) 被害者がその間に子どものいる者。その被告が女親の子どもの父親と推定されるケース。
- (e) ある当事者の子どもか、親であることに関わる行為の原因となっている子ども
- (f) 2親等以内の血族あるいは親族関係により被告と関連するその他の者。

被害者／法廷証人としての子どもに関連する法律

被害者あるいは法廷での証人である子どもの証拠に関する法律は厳しい。証拠法第124項では、未成年の子ども(14歳以下)の証言はその他の物的証拠の裏付けを要し、このような物的証拠のない限り、被告は有罪とされない、と規定されている。これは法的な要件であり必要とされる。このような裏付けのない有罪評決は上告により、自動的に無効になる。裁判長はこのような法律を早急に破棄するよう要請した。

これらの手順を取ることは別に、ケニア政府は批准された子どもと女性の権利に関する国際条約の実施に向かってさまざまな手続きを開始している。子どもの権利条約であり、女性差別撤廃条約などである。以下に説明する。

国際および地域の条約の履行範囲

A 女性差別撤廃条約

ケニアはこの条約を1984年に批准した。この条約はもつとも広範に批准されているが、留保事項の最も多い条約のひとつでもある。ケニアは条約の第13条を留保したが、それには以下のように規定されている。

加盟国はあらゆる適切な手段を講ずることにより、経済や社会生活のその他の領域における対女性のあらゆる差別を撤廃し、男女平等の原則に則り、同じ権利を保証しなければならない。とくに、以下の権利が挙げられる。

- (a) 家族手当の権利
- (b) 銀行ローン、借入金、およびその他の形態の金融借入金に対する権利
- (c) 娯楽活動、スポーツおよびあらゆる文化的な生活の分野に参加する権利

CEDAW条約第18条(1)では、加盟国が採択した立法、司法、行政の、あるいはその他の手段について定期的に報告書を提出し、CEDAW委員会の考慮に委ねるよう、規定している。この委員会ではまた、政府がどのように国内法や条約により女性の人権保護を行っているか、その説明責任を政府に求めているNGOからの影の報告書を受け付ける。また、報告書では人権を促進し、擁護するために政府が行っていることを評価し、世界会議において政府の関与がどのようになされているのかを監視する手段を提供することで、NGOの国内および国際的な政策提言の努力が評価されることになる。

ケニアは1991年に最初の報告書をCEDAWに提出した。1998年に委員会に報告がなされる段取りであったが、まだ提出されていない。司法長官がこの報告書を提出するはずであったが、司法長官室では報告書の作成および提出は女性局の義務だと述べている事情のためと思われる。

しかし、ケニア政府はNGO、民間および宗教団体の後押しで、女性や少女に対するいかなる暴力にも反対する大変強力なキャンペーンを立ち上げた。政府は女性に対する暴力に取り組む多くのNGOを登録させた。これらNGOは傷ついた女性に多くのサービスを提供しているのが通例で、中心となるのはカウンセリングと法的な無料代行である。またケニア政府はNGOと密接に連携して、暴力を受けた女性が司法機構を利用できるようにし、また法的救済を求める際に女性にその権利について知らせることにしている。NGOの中にはナイロビのカングミ女性エンパワーメントセンター

(KWEC)、ストップ・レイプ財団、ケニア・アンチレイプ組織およびケニア女性弁護士連盟がある。男性活動家グループは東アフリカ長老派教会の首長がリーダーとなっていて、女性との平等を求める男たちの会を結成し、ジェンダー暴力の問題を取り組む。

国際女性弁護士連盟・FIDAケニア支部では、引き続き、傷ついた女性やその他の犯罪の被害者に無料法律相談を行っている。ケニアで最大の女性組織であるマエンデレオ・ヤ・ワナワケ組織(MYMO)は、女性の割礼などで女性を犠牲にする伝統的な慣行がまだ行われている地方共同体で教育にあたっている。社会や文化様式の修正が狙いである。プライバシーが強制早婚を含めて家庭内暴力の撤廃にとって大きな障害であることは分かっているが、ケニアは婚姻による虐待の差別に関する法を改正し、いかなる結婚も届け出が最低の要件である、としている。

条約の実施の進捗状況に関する報告書は、中でも以下の主要な勧告を含んでいる。

- (a) 対女性暴力に関する法の見直しでは、家庭内暴力に関する特別刑罰を創出し、事情聴取や判決に関する特別手続きを決定すべきである。
- (b) 法では家庭内暴力の被害者に適切な支援や助言を与えることのできるスタッフ、例えば弁護士やソーシャル・ワーカーなどをスタッフとした資料センターの設置について規定すべきである。
- (c) 国はNGOと協力し、家庭内暴力の被害者のためにシェルターを提供し、彼女らを保護するよう、奨励されなければならない。
- (d) 法では傷ついた女性が支援を求めることができるが基金の創設を規定しなければならない。これは女性が打撲の事例を報告しない理由の一つが財政的支援を失うことを恐れるためである。
- (e) CEDAW条約第13条を批准して、ケニア女性に社会経済的利益に平等なアクセスを可能にしなければならない。
- (f) 家庭内暴力事件を扱うには警察の特別チームがなければならない。このチームは適切な訓練を受け、かつ装備をしていなければならない。政府は勧告に応えて、家庭裁判所の開設プランを立ち上げている。ごく近い将来、犯罪の被害者としての女性と子どもはこれらの特別な家庭裁判所でその訴えを聞いてもらえることになる。

B 北京宣言および行動綱領

ケニア政府は1995年の北京宣言および行動綱領(PFA)の署名国であった。北京から戻ると直ちに、家庭・国民遺産・文化および社会サービス省の女性局では、下記を通して宣言および行動綱領の実施過程に踏み込んだ。なお、女性局の責任はジェンダーおよび開発におけるあらゆる要素を監視し、評価し、意識化をはかることがある。

- (a) PFAのコピーを配布し、ジェンダー意識化によりPFAを主な人に普及させる。
- (b) PFA国内版について主要人物の協力を得て準備する。これでは第7次ケニア開発プランおよびジェンダーと開発に関するケニア政策草稿に盛られている国内の優先順位が考慮されている。
- (c) 地方レベルでジェンダーへの問題意識を涵養するために地方独自の行動計画をまとめる。

前記の北京宣言は現在、検討されていることを指摘したい。アフリカ諸国の地域会合が始まっている。次のアフリカ宣言検討会議は1999年11月22日～27日にエチオピア・アディスアババで開催の予定である。それとは別に、以下は実施過程の始まりから実現した重要な達成事項である。

- (a) ジェンダーおよび開発に関する国内政策の完成と採択
この政策では経済、貧困、雇用およびその他維持可能な生計、法律、教育、研修、政治的参加、意思決定、健康、メディアを含む女性の進歩という問題を重点的に扱っている。
- (b) ジェンダーの視点を国内政策やプログラムに組み込む。国内予算を生み出すことを含む。
- (c) 政府機関と、市民社会組織を立ち上げる。政策、プログラム立案、実施、評価にジェンダー問題を取り込むその先頭に立つのが狙いである。

宣言では対女性暴力の問題はジェンダーの視点からのアプローチである。そこでは女性はそのジェンダー故に暴力にさらされる。ケニアでは経済的収奪、宗教的、伝統的、文化的慣行がジェンダー暴力の分水嶺となって来ている。だから、女性全体の進歩の問題はジェンダー暴力に対する保護手段と見られている。それでケニア政府は女性に対するいかなる暴力にも反対する強力なキャンペーンに関わって来ているのである。

子どもの権利条約とその履行

ケニアは1990年7月30日にこの条約を批准した。それからまもなく、司法長官はケニア法改革委員会に子どもの福祉に関する既存の法の再検討と改善の勧告を行うよう指示した。権利条約を発効させるためである。委員会は1991年3月に作業を開始した。協議過程の結果が1994年5月に提出された報告書である。大事な勧告の一つが子ども法案の制定と法に成文化されていない関連法規の修正であった。その後まもなく、閣議決定があり、この子ども法案が明らかにされた。

法案は議会に上程され、第一読会は通過したが、第2回以上には進めなかった。法案の見直しが提案された。様々な関心グループとの協議の後、司法長官は特別委員会が法案を再検討するよう指示した。新しい法案が起草・考慮され、その後議会に上程されている。

CRC第42条に従い、ケニアは条約の原則および規定を大人と子どもの双方に周知させてきた。とくに、週刊子どもサバイバル・ラジオ番組では、子ども擁護のラジオ番組を開発し放送した。アフリカの子どもの日や世界子どもの日のような活動を使って、人々の問題意識を作っている。子どもたちや子どもの専門家が演じる劇、歌、詩が使われている。このような機会は毎年、6月、11月に祝われている。NGOやUNICEFと連携して、家政・国家遺産・文化・社会サービス省が調整している。補充記事が主な日刊紙に掲載されている。ラジオ番組はまた、これらの日に合わせて全国放送される。

CRCを促進し、子どもたちがその権利を知ることを保証するために、学校では子ども権利クラブが試行されている。ふたつの組織、ケニア子ども進歩連合(KAACR)とケニア子ども福祉協会(CLUSK)が担い手である。これらのクラブの目的は以下のようにになっている。

- (a) 子どもの権利と責任に対する意識を涵養すること
- (b) 異なる意見に対する寛容さ、表現の自由、法の尊重を奨励すること
- (c) 劇、歌、エッセーおよび芸術を通して、子どもたちの芸術的才能を促すこと
- (d) 子どもに影響する環境、社会および開発問題に対する感受性を磨くこと

子どもの権利やCRCの条項の意識化は市民の特定層を焦点に様々な時に実施されて来ている。

子ども法案の起草中には、法曹担当者や政治家が中心的な焦点となった。子どもの権利に対する意識化作業部会を開催して来たNGOには以下が含まれている。

- (i) ケニア子ども福祉協会
- (ii) セイブザチルドレン・カナダ
- (iii) オランダ開発組織
- (iv) アクション・エイド・ケニア
- (v) ギリスト者子ども基金
- (vi) ケニア子ども進歩連合
- (vii) 子ども保護・子ども虐待・放置防止アフリカ・ネットワーク
- (viii) キスムに根拠をおくパンシピエリ・ストリートチルドレン・プログラム。

これらの作業部会で問題の所在に気づいた人たちの中には、警察官、ソーシャル・ワーカー、地

域の行政担当者、小学校や中学校の教師、学校内外の少年少女などが含まれている。

子どもの商業的性搾取に反対するストックホルム宣言・行動計画

この文書はケニアでは殆ど知られていない。ケニア政府はこれを批准していない。子どもの商業的セックスや子どもの性的搾取に関する文書は殆どない。しかし、最近メディアは密かに子どもを買いたい外国人に連れ出していると見られる外国人を含むシンジケートを暴いている。問題はまだ調査中である。商業的性搾取という犯罪は最近出現したもので、急速に広がるのではと懸念されている。しかし、まだ公然とは行われてはいない。そんな中でも、この問題を取り締まる法律はない。

しかしながら、ケニアのさまざまな地方における子どもの性的虐待の形態については統計がある。それには、家族による近親相姦、強姦、男色で大抵は子どもの保護者、親しい友だちあるいは親による性的虐待が含まれている。多くのNGOは子ども労働、売春や虐待のような問題に関するデータを個別に収集しているが、調査は少ないサンプルに基づいている。

女性の人身売買と闘うためのバンコク協定と行動計画

ケニアはこの協定を批准していない。女性の人身売買は1998年までは殆ど取り上げられることはなかった。この新しい形態の暴力が地方メディアにより明るみに出されて以来である。地方紙が地方の少女たちの苦境を取り上げたのである。彼女たちはパウチ・マーケンティング株式会社という地方のエージェントの援助で出国した。このエージェントは彼女たちをレバノンに送り、さまざまな仕事に就かせると主張している。しかし、レバノンに到着すると同時に、少女たちが発見したのは、実際にはハウスメイドとして働く契約になっていることであった。しかも、大抵は不当な条件によるものであった。

FIDAケニア支部はこの問題の調査を引き継ぎ、行われている人身売買ビジネスの核心を明らかにすることことができた。少女たちは地方メディアの広告を通してリクルートされ、旅行の手配は同じエージェントが行っている。一旦ベイルートに着くと、パスポートや旅行書類は没収される。多くの少女たちは自分たちがどこにいるのか判らず、隔離された状態に置かれる。ある事例では、少女が1997年にレバノンに向けて出発して、そこに16ヶ月いた。アメリカに住む彼女の姉が弁護士を雇って彼女の帰国を交渉してから、ようやくケニアに戻れた。彼女は自分の苦しい体験をFIDAケニアに語った。FIDAケニアはそれに応えて、政府機構の当事者に書簡を送るとともに、政府が人身売買問題に取り組み始めるよう要請した。

3 女性と子どものための防止行動と早期介入

ケニアでは経済的収奪、宗教的伝統および文化的慣習が女性に対するジェンダー暴力の締め付けとなっている。家庭内暴力のために、多くの女性が死亡し、不具にさせられている。伝統的に、妻を殴ることは合理的な懲罰として容認されている。現在、警察は夫婦間の暴力を刑法と関係のない、些細な家族問題と見る傾向がある。被害者が強く主張しない限り、起訴することは滅多にない。起訴しても警察は気乗りしないので、優先的にあるいは、特別重点的に事件を扱うことはまれである。他方、女性は夫をすすんで法廷に引き出すことがない。わずかな事件しか報告されないし、報告されても、大抵は起訴に至らず、被害者が事件の撤回を求めることになる。

政府は女性および子どもに対する暴力を防止するために、二つの大きな戦略的目標を掲げて来た。すなわち、

1 対女性暴力を防止し、撲滅するために一貫した手段を取る。以下の手段である。

- (a) 対女性暴力を断罪する。
- (b) 女性に暴力を振るうことを控える。
- (c) 家族立法に刑法、民法、労働および行政条項を設け、強化する。
- (d) 立法を採択、実施、定期的見直し、分析し、女性と子どもに対する暴力撤廃のための立法の効果を確認する。
- (e) 女性と子どもに対する暴力に関する国際人権基準や条約の批准と実施のために積極的に働きかける。
- (f) 女性差別撤廃条約や子どもの権利条約を実施する(上記に論じた通り)。
- (g) 女性と子どもに対する暴力に関連するすべての政策やプログラムにジェンダービューを取り込む積極的な、しかもはつきりした政策を促進する。

2 第2の戦略目的は、女性と子どもに対する暴力の原因と結果や予防手段の効果について検討することである。取るべき行動は主として、調査を促進し、データを収集し、とくに家庭内暴力に関する統計をまとめることである。以下の表には女性と子どもの教育一般を改善するための早期介入策、あるいは手段としてとるべきその他の戦略的目的も示してある。

NGOの視点から、徐々に活気を帯びてきた女性の運動が国内問題に女性の声を広げ続けて来ていて、官庁、警察、国連機関およびその他の開発パートナーを含めて中心的な機関のジェンダービューの取り込み能力を高めて来ている。とくに、ケニア女性政治地方委員会(KWPC)は1998年以来活動していて、女性の声が国内政策やプログラムの中に反映できることを保証している。

制度上の組織

ケニア政府は女性と子どもの進歩のために制度上の機関をいくつか立ち上げている。以下に見る通りである。

- (a) 女性局 家政・国家遺産・文化・社会サービス省に属する社会サービス部門の一部局である。子ども部も同じ省に属する一部局である。その責任としては何よりも、女性局は北京や世界行動綱領の実施を監督することである。このため、女性局は他と連携して国内行動計画を開発したが、これは他に伝播して来ている。
- (b) 政府省庁でのジェンダー問題の統一(UGIs)
- (c) 女性に関する法律の特別委員会
- (d) NGO
- (e) 地方女性開発委員会
- (f) ケニア行動綱領実施促進機関
- (g) 女性グループ
- (h) 子どもサービス部門・女性局は上記の他の組織とともに政府が以下の活動を行うことで、ジェンダー問題や子どもの問題を政策やプログラムに取り入れるよう支援している。
- (i) 主要省庁のジェンダー問題担当部局の職員、政府高官、地方開発計画担当者／統計担当者および社会開発担当者向けに実施したジェンダー意識化セミナーの日時を特定する。
- (j) 現在、女性局では特定分野のジェンダー意識化研修を行っている。狙いは政策の明確化、立案、プログラムの確認、設計および実施に関して、ジェンダー分析についてより深い理解を可能にすることにある。今まで、研修は保健省と農業省と上級スタッフ向けに両省が関係する問題について行われてきた。このシンポジウムは開発戦略を生み出すプロセスの一部であり、高レベルの政策立案担当者を対象としている。
- (k) 常設事務当局のジェンダー意識化。GAD政策への支援を求めるのが狙い。
- (l) 地方政策担当者の研修および意識化を通して地方の能力を高め、行動綱領の実施を容易にする。この活動は現在行われていて、二つの地方が対象となっている。行動プランが開発されている。
- (m) 政策および議事録の見直しと明確化に参加する。女性局ではまた、政府が設けた特別委員会に参加し、女性に関する法律を見直ししている。
- (n) ジェンダーの構成要素毎に応じたデータベースを作る。ケニアにおける女性グ

ループや女性の地位に関する統計指標を含む。この活動は中央統計局その他との連携で現在進んでいる。

- (o) 現在コンピュータ化され、現代の情報技術を備えた資源センターの立ち上げ。
より広範なアウトリーチ・ネットワークづくりと情報伝播が眼目。
- (p) ジェンダーに基づく研究を行う。さまざまな分野に見られるジェンダー・ギャップの確認とその間の橋渡しが目的となっている。
- (q) 女性局の能力は、ジェンダー分析と影響研究の面でスタッフの研修を行い、強化されつつある。この研修はスタッフに必要な技能を身につけさせ、PFAの履行状態の監視を容易にする狙いである。

以下のような多くのNGOに支えられる子ども部門サービス

一ケニア女性進歩連合

一セイブザチルドレン・カナダ

一ケア・ケニア

一ケニア・ウンドグ協会

一UNICEF

CRCの実施に向けて休むことなく活動を続け、議会へ子ども権利法案を上程するまでになっている。先に見たように子どもの権利を知らしめることに全面的に関わっている。

最良の実践モデル

女性グループ

女性グループは女性教育や経済発展のための相互支援環境を作ることでアウトリーチに利用するチャンネルである。

これは女性グループが女性自身の創意による大部分草の根運動だからである。組織としての女性グループは、それが公式なものであれ、非公式なものであれ、そのメンバーにとって大きな成功を収めて来ている。とくに社会経済的問題において顕著で、女性たちは集団で土地を購入し、家や仕事場を建て、多くの健康、水、工業、住宅など小規模のプロジェクトを開始している。すべての女性グループが登録されている。現在の記録ではケニア全体で、9万7317の登録女性グループがあり、メンバーは3百90万0548名に達している。

4 被害者の保護と処遇

犯罪被害者としての女性と子どもの保護、処遇を対象とする特別な法律がケニアではない。本書でスポットを当てて来たように、女性と子どもに関する犯罪の取扱い、調査および起訴の義務は直接、警察当局が担っている。警察は大抵、進んで苦情を取り上げることはないし、そうする場合でも、調査は犯罪の複雑さもあって、不十分である。法律は女性と子どもの被害者を公平に扱っていない。家庭の問題の場合には、求められる証拠の程度があまりにも高い。裁判それ自体、我が国の証拠法163項(1)が弁護側に法廷で強姦の被害者の性的歴史を並べ立てるのを許している。法廷は証拠法160項を行使して、弁護側が被害者を侮辱し、苦しめ、攻撃するために弁護側が質問するのを止めさせるよう、強く求めている。子ども被害者は弁護側から大人と同じ質問を浴びせられるのである。

ケニア・ジェンダー正義女性委員会では、犯罪および権力乱用の被害者に対する正義の根本原則に関して、国連宣言で具体化されている被害者の参加について提言している。それによると、犯罪の被害者、その法的代理人、被害者、および証人らが訴訟行為に参加して、その利害が影響を受ける、適切な段階で被害者の見方、関心を表明でき、考慮されることができなければならない。これは被告の権利と矛盾しないし、公正、公平で迅速な裁判の権利が求められているのである。被害者またはその代理人は以下のことができなければならない。

- (a) 被害者および証人のプライバシー、安全および人格を保護する。
- (b) 檢察官の決定の見直し、あるいは判事執務室の決定の見直しで起訴が全体として、あるいは一部確認されることがないように求める。
- (c) 起訴状の開示後に検察官が取ったすべての措置について通知を受け取る。
- (d) 犯罪責任の根拠を定めるのに必要な追加証拠を提出し、罰金や市民の保証の根拠を定める。被害者参加の原則は重要である。訴訟行為のさまざまな段階で被害者の権利を守るためにだけでなく、精神的外傷や心理的挫折感から癒される過程を進めるためにも重要である。

実際、被害者として子どもが関わるなどのケースもカメラで行われている。女性を巻き込む家庭内暴力のケースもカメラで事情聴取されている。このようにすることで、被害者はよりほっとできる、くつろいだ雰囲気で証言できる。被害者の尊厳および尊敬は守られ、人々の好奇の目にさらされることはない。他のケースでは、女性被害者は自由に公開で、あるいはカメラで事情聴取を受けることができる。

上記したジェンダーに配慮した手続き以外に、犯罪被害者をとくに対象とした手続きはない。

犯罪被害者の監視、救助あるいは調査

警察は家庭内暴力の被害者である女性への対応が不十分であったため、いくつかのNGOとFIDAケニアでは家庭内暴力、女性と少女の人身売買、子ども売春の報告を受けているが、被害者には無料法律扶助を行って来た。主として被害者の苦境を重点的に取り上げ、必要な場合には、救済、調査、結果によっては告発まで行っている。しかしながら、法律上、逮捕することはできない。個人による告発の手続きもやっかいである。家庭内暴力以外のケースでは、警察は時々、人的、物的調達に問題を抱え、結果として救助活動の遅れ、貧弱な監視および調査となることがある。

NGO、そしてとくにFIDAケニアは今まで、女性に対する暴力からの保護手段として重要な勧告をしてきている。以下に例を挙げる。

- (a) 家庭内暴力の加害者に十分に抑止力となる手段を用意する家庭内暴力法案の必要性がきわめて高い。南アフリカの法律でまとめられているように、保護命令のような革新的な措置を法案に盛り込むべきである。
- (b) 警察は女性に対する犯罪のレベルについて信頼、信用できるデータを供給すべきである。これにより、保護手段について政策をまとめることが容易になる。
- (c) ケニア政府はNGOと連携して、犯罪の女性被害者向けにシェルターを設置し、管理すべきである。

子ども

家政省の子どもサービス部では、CRCに決められているように、子どもの権利の実現および享受を保証することが目的のひとつとしている。同部では1998年、ケニア危機対応デスクを導入して、困った境遇にある子どもへのサービス提供を増強する狙いでいた。これはケニアではこの種の最初のサービスである。このデスクは子どもの虐待や放置という緊急ケースに対する迅速な対応として設けられたもので、虐待の子ども被害者あるいはその可能性のある子どもが保護され、援助を受けることのできるシステムを創出したのである。ケニア危機デスクはすでにケニアのあらゆる地方でサービスの調整にあたっている。個々の子ども虐待ケースは以下の過程をたどる。

報告 救助 一時処置 フォローアップ活動

- 個人 病院 (調査、裁判アクションカウンセリング)
- 警察 家庭
- 病院 救助センター

●NGO

●その他

処置

家族の再統合 里親・養子 適切な人、機関への委託

センターは子ども虐待の重大なケースを扱っている。ひどく傷ついた子ども、遺棄された幼児や強姦された未成年の救助にもあたっている。センターは現在、虐待された子どもの法的代理を促進し、子ども法的行動ネットワーク(CLAN)に弁護士のサービスを関わらせることを活発に行っている。

法施行機関の研修

ケニア政府はNGOと連携して、その職務について行政担当者の研修を進めて来ている。しかし、女性と子どもに関係する問題に関するキャンペーンでは警察官がどくに犯罪の女性と子どもの被害者を扱うよう研修されるべきだとの要求が高まっている。ケニア警察は犯罪の被害者としての女性や子どものプロジェクトに関して、警察官の研修を制度化し、調査、救助、起訴などについて研修を受けさせるよう、要請されている。また、2002年まで、子ども担当官全員に法的問題に対する研修を行う計画もある。さらに、子どものあるいは青少年に関する正義、行政および法的問題に関して、子ども担当官や治安判事の合同研修プログラムもある。

再統合

(虐待および放置、遺棄された子ども向けの政府の危機デスクで)子どもに対してなされてきたことは別に、子ども部では以下の方法により、社会統合および心理・社会サービスをよく行っている。

(a) カウンセリングおよびアウトリーチサービスによる子どもと親の関係を立て直すフィールドサービス

(b) 家族のカウンセリングと子育て、親の役割に関する情報の提供

調査研究と文書

本書で論議したことから考えると、この領域はかなりの制約がある。まだ適当な調査研究や文書がない。

能力やシステム、他の領域を築くための技術協力

主としてこの恩恵を受けたのは子ども部で、以下から利益を得ている。

A GOK-JICA技術協力 1997年に始まった。一般的な目的は子ども担当官の能力を築くこと

で、以下の領域で豊かな日本の経験や専門知識を利用するものである。

- (a)青少年の犯罪の防止と犯罪者の処遇
- (b)保護観察処分によらない青少年犯罪者の社会復帰
- (c)ケースワークシステム、調査および法廷報告提出の改善
- (d)日本における家庭裁判所制度。UNAFEI専門家2名が派遣された。子ども担当官やその他の司法専門家の2日間研修を実施した。1997年10月13日～14日に行われた。

もう一人のUNAFEI日本人専門家がケニアに派遣され、滞在し、その訪問中、いくつかのプロジェクトが開始された。

- (a)地方子ども相談委員会(DCAC)の能力を培うプロジェクト。
- (b)すべての子ども機関に入退委員会の導入。
- (c)組織における社会復帰システムおよび職業研修プログラムの改良。
- (d)組織的なデータの収集と取り出しシステムの開発。
- (e)子ども担当官向けの業務マニュアルを作成し、子どもに対するサービス展開における専門性を高める。

子どもサービス部ではさらにUNAFEIに専門家の派遣を要請し、子どもの社会復帰制度に取り組むことになっている。1999年にプロジェクトの第3段階のフォローアップのためである。この要請に応えて、JICAでは8月に2名(堤、今福氏)を派遣した。堤氏は子どもの社会復帰制度のあり方について指導を行い、モデルとなる組織を選択して、そこで研修ワークショップが実施された。本人の滞在中に初めて開発された社会復帰システムが広められた。中心となる領域は以下の通りである。

- (a)収容者の間の情報制御
- (b)スタッフのアイデンティティーの形成
- (c)保護施設での青少年の生活条件の向上
- (d)個々の処遇プランおよび釈放プランの導入と実施
- (e)さまざまなリクレーションおよび社会復帰プログラムの導入
- (f)体罰の放棄

もうひとりの専門家今福氏は子どもサービス部の現場のスタッフを助けて、以下の領域の開発にあたった。

- (a)現場のやり方についての規則の制定
- (b)現場のやり方の標準化

- (c) 公認学校の前収容者に対するアフターサービスの導入
- (d) 地方の子ども事務局にデータバンクの設置
- (e) 地方の相談委員会の能力の高揚
- (f) ケニアに子どものボランティア担当組織の開発

1999年9月28日～29日にワークショップが開催され、上記の子どもの領域をどのように展開するか、徹底的に論じた。

日本海外協力ボランティア(JOCU)

A JICAの下部組織で、日本から2名のボランティアを派遣した。

森氏 1998年9月9日にセーラム孤児院キスムに派遣される。

臼田氏 1999年4月5日に2年間の予定で、カベテスクールの自動車工ワークショップの再生をはかることになった。研修も行う。

JICAは研修活動の促進に子どもサービス部にOHPを贈呈し、またカベテスクールには三菱ペジエロを一台贈った。

B UNICEF CRC実行委員会は子どもサービス部が調整にあたり、同部はUNICEFやNGO諸団体と共同で仕事を行う。ケニア子ども進歩連合が介在している。

UNICEFは子どもの権利について政府の他部局の意識改革プロジェクトに財政支援を行い、ナイロビ、ニヤンザおよびコースト、リフトバレーや北東地方のワークショップに資金を出した。また、他の地方におけるワークショップの共同主催者ともなっている。

他の共同主催者は以下の通りとなっている。

- －アクションエイド・ケニア
- －プラン・インターナショナル
- －セイブザチルドレン・カナダ
- －ケア・ケニア
- －ILO/IPEC
- －イスラム連合
- －SNVオランダ

UNICEFは以下の設備により、虐待、放置、あるいは遺棄された子どもに対する政府の危機レス

クを支援してきている。

一ファクス番号 248827

一ヘルpline 248844

一子ども虐待や放置、さらに子どもに関するその他の領域のケースについてデータベースを作成するコンピュータ

一救助作業のスピード化のためのスズキの自動車

一携帯電話

(a) GTZは政府危機デスクのために電子メールやインターネット設備を調達することに同意した。

(b) 要請に応えて、ジュネーブのILO／IPECはUNDPを通じて、第10回CRC記念活動の資金を提供することに同意した。

女性に影響するジェンダー問題はまだ課題が残る。

犯人本国引き渡し条約

ケニアは英連邦の一員であり、犯人本国引き渡しのためにケニア法77章犯人引き渡し(英連邦)法により手続きが決められている。ケニアはこれにより他の英連邦諸国で告発された、あるいは有罪となった者をそれらの国に引き渡し、かつ、ケニアで告発され、有罪となった者がこれらの国から戻された場合には対処できる。

犯人本国引き渡しとなる犯罪には女性や子どもに対する以下の犯罪も含まれる。

(a)殺人

(b)殺人、中絶

(c)重大な被害

(d)暴行

(e)強姦

(f)同意のない性行為

(g)強制猥褻

(h)不道徳な者のために女性や若い人を売買あるいは調達すること

(i)重婚

(j)誘拐あるいは監禁、あるいは奴隸扱い

(k)子ども盗み、遺棄、不法監禁、戸外放置

英連邦に属さない国に関わる犯人本国引き渡しの場合には、その手続きはケニア法76章犯人本国引き渡し法(隣国および外国)の規定に準拠する。

この規定はケニアと英連邦に属さない当該国との間に犯人本国引き渡し条約のある場合に適用される。女性と子どもに関する限り、犯人本国引き渡しはケニア法77L章により定義される。

これら2章が司法システムにおける犯人本国引き渡し手続きにおける国際協力の基礎を成すものである。



財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民の償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月発足いたしました。以来政府と国民の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。

そのひとつは、元「慰安婦」の方々への国民的な償い事業です。それは、1) 元「慰安婦」の方々の苦悩を受け止め心からの償いを示す事業、2) 国としての率直なお詫びと反省の表明、3) 政府の資金による医療・福祉支援事業です。この償い事業については、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで進めています。

同時に、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）や人身売買など、女性に対する暴力や人権侵害によって苦しむ女性が、まだまだたくさんいます。アジア女性基金では、女性に対する暴力のない社会を目指して、今日的な女性問題の解決のために、以下のようなさまざまな事業に取り組んでいます。

- 女性に対する暴力のない社会を目指す啓発活動
- 女性が今日直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するメンタルケアの開発など

基金の事業や活動についてのお問い合わせ、出版物のリストなどをご希望の方は、下記の住所にご連絡ください。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル

TEL: 03-3583-9322/9346 FAX: 03-3583-9321/9347

Home Page: <http://www.awf.or.jp> e-mail: dignity@awf.or.jp